

江戸時代ロシア漂流・抑留民の帰還

木崎良平

はじめに

安政元年（一八五四年）のいわゆる開国以前に、ロシアから帰還した漂流・抑留民には次の如きものがある。

- (一)、寛政四年（一七九二年）根室帰着の伊勢神昌丸漂民
- (二)、文化元年（一八〇四年）長崎帰着の仙台若宮丸漂民
- (三)、文化三年（一八〇六年）択捉島帰着の南部慶祥丸漂民
- (四)、文化四年（一八〇七年）択捉島および利尻島解放の文化魯寇樺太島・択捉島捕虜
- (五)、文化九年（一八一二年）国後島帰着の摂津歆喜丸漂民・文化魯寇捕虜択捉島番人五郎次
- (六)、文化一〇年（一八一三年）国後島帰着の高田屋観世丸捕虜
- (七)、文化一〇年（一八一三年）箱館帰着の摂津歆喜丸漂民久蔵
- (八)、文化一三年（一八一六年）択捉島帰着の薩摩永寿丸漂民・尾張督乗丸漂民
- (九)、天保七年（一八三六年）択捉島帰着の越後早川村漂民
- (一〇)、天保一四年（一八四三年）択捉島帰着の越中長者丸漂民
- (一一)、嘉永五年（一八五二年）伊豆下田帰着の紀伊天寿丸漂民

こうした江戸時代ロシアからの帰還漂流・抑留民のあるものについては、よく知られてきた。たとえば、ロシア第一回遣日使節ア

ダムリラクスマンに伴われて帰還した伊勢神昌丸船頭大黒屋光太夫などがそれである。また、ロシア第二回遣日使節ニコライレザノフに伴われて帰還した仙台若宮丸漂流民もわが国初の世界一周者として知られている。あるいは、江戸時代漂流民の中で最も長期間の漂流、一年五か月の漂流を経験した尾張督乗丸船頭重吉も有名である。かれは、わが国最初の刊行された日露単語集の作者でもあった。

また、これらロシアからの帰還漂流・抑留民が関係したわが国開国史上の重要な事件についても、多くの研究がなされてきた。たとえば、大黒屋光太夫が関係したラクスマンの渡来を初め、仙台若宮丸漂流民が関係したレザノフの渡来などがそれである。文化魯寇捕虜事件を起した文化三・四年(一八〇六・〇七年)のロシア軍人フヴォストフによる樺太島・択捉島襲撃、摂津歎喜丸漂流民・高田屋親世丸捕虜が関係した文化八・一〇年(一八一二・一三年)のゴロウニン捕囚事件についても多くの研究がなされてきた。

しかし、ロシアからの帰還漂流・抑留民の中には、従来ほとんど知られず、いわば忘れられた漂流民もいる。たとえば、南部慶祥丸漂流民・摂津歎喜丸漂流民・薩摩永寿丸漂流民・越後早川村漂流民・紀伊天寿丸漂流民などである。その上、全体的に言えば、従来の漂流民研究はかれらの珍らしい経験・見聞の発掘に力が注がれてきた感がある。こうした研究は、新しい史実の発見という意味で、歴史研究に貢献するものがあった。しかし、明らかにせられた史実を歴史全体の流れの中におき、史実の意味を把握するという面では、従来の漂流民研究は各個的に過ぎたと思われる。

さて、江戸時代におけるロシアからの帰還漂流・抑留民は、他の地域からの帰還民とは異なり、単なる海難事故者ではなかった。かれらはロシアの対日通商関係樹立の目的を達成する手段として送還されてきた。かれらはまた、日露交渉の媒介者・ロシア側の意図の伝達者・通訳の役目を帯びて送還されてきた。こうした意味で、かれらは強くわが国の鎖国から開国への歴史と結びついている。

本稿は、こうしたロシアからの帰還漂流・抑留民の特性に着目し、かれらをわが国開国史の中に位置づけて考察せんとするものである。その場合、ロシアがかれらを送還するに至った事情を明らかにすることを中心とし、それに対して幕府がどのように対応したかを考察して、ラクスマンによる伊勢神昌丸漂流民の送還から、ロシア第三回遣日使節エウフィミーリプチャーチンの渡来による日露和親条約締結直前の紀伊天寿丸漂流民の送還に至るまでの間に、日露関係がどのような軌跡を画いて推移したかを説明することとした。なお全体的な考察の便宜を図るため、本稿末尾に江戸時代ロシアからの帰還漂流・抑留民一覧を附した。

江戸時代ロシアへの漂流・抑留民については、本紀要、立正大学『文学部研究紀要』第二号、昭和六一年刊に、「江戸時代ロシアへの漂流・抑留民——漂流・抑留経緯とその歴史的意義——」を載せ、また『立正大学大学院紀要』第三号、昭和六二年刊に、「江戸時代ロシアからの帰還漂流・抑留民——その帰還後の動静——」を載せたが、本稿はこの二つの論文を繋ぐところのものである。また、寛政四年（一七九二年）のラクスマンの渡来から嘉永六年（一八五三年）のプチャーチンの渡来に至る間の日露関係の推移を、漂流・抑留民に焦点をあてて考察するためには、ロシアから帰還したかれらに対し、幕府が如何なる措置を取ったかという点も明らかにする必要があるが、この点については他日に譲ることとする。なお、本稿において示した西暦は、すべてロシア暦（ユリウス暦）によった。これを新暦（グレゴリウス暦）に直すには、一八世紀にあつては一日を、一九世紀にあつては二日をそれぞれ加えればよい。

一、伊勢神昌丸漂流民の帰還

寛政四年九月三日（一七九二年一〇月七日）、根室国野付郡平糸村バラサン沖に、伊勢神昌丸漂流民が、ロシア第一回遣日使節アダムリキリロヴィチロラクスマンに伴われエカテリナ号で帰着した。神昌丸船頭の大黒屋光太夫・賄の小市・水主の磯吉の三人である。かれらはこえて九月五日（一〇月九日）根室港に入った。^① いわゆる「寛永の鎖国」以来の初めてのヨーロッパの国からの帰還民であった。

この伊勢漂流民を送り来たったロシア側の目的が、わが国との通交・通商関係の樹立にあつたことは、よく知られている。その点については、エカテリナ号が日本に向つてオホーツク港を出帆した丁度一年前の一七九一年九月二三日付のロシア女帝エカテリナ二世のイルクーツク知事イヴァン・アルフェリエヴィチ・ピリーリ中將宛の「対日遣使勅令」^②の中に、次のようにあることからも明らかである。

貴官は（日本政府に対する公文書の中で）、わが方としてはこれまで常に日本国と通交と通商関係をもつことを切望して、やまなかつたことを……記述しておくようにせよ。

このエカテリナ二世の「対日遣使勅令」にもとづいて、ピリーリ知事が一七九二年五月一〇日付で、ラクスマン宛に送った「訓令書」^③の中にも、次のようにある。

貴官は今度の日本国への探検隊派遣を説明した文書を、かれらの最高政府へ手交する際、わが商人らとかれらの商人らと日本商品の取引ができ、兩國にとつて適宜な通商関係とよりよき近付きとなる許可をとりつけるように努力せよ。

ラクスマン渡来の目的は、日露通交・通商関係を樹立することであり、伊勢漂民の送還はその目的達成の手段にしか過ぎなかったと言つてよい。したがつて、その目的達成の手段たる漂民を日本政府に引渡す以前に失うことは、ロシア側にとつて最も警戒すべきことであつた。ペーリ知事のラクスマン宛の同じ「訓令書」第八条には、次の如くある。

日本人光太夫らが不意に貴官らを置き去りにできないように、日本沿岸に碇泊中はずっと光太夫とその水主を監視せねばならないが、このかれらへの監視は気づかれない方法で続けねばならない。

ペーリが右の如く、漂民らが逃亡しないよう監視することを指示しながら、その監視を気づかれないようにと注意している点は、注目すべきである。すなわち、ロシアの対日遣使の目的が日露通交・通商関係の樹立にあり、その目的達成のための手段たる送還漂民を失うことを恐れながら、反面では漂民がそうした手段にしか過ぎないことを知られるのを隠すように注意しているのである。これに符合するかの如く、ラクスマンは今回の日本渡来の目的をあくまで漂民送還にあるとして、日露通交・通商関係の樹立という点は、これを正面に出すことをしなかつた。

たとえば、ラクスマンが根室港に入つて三日後、九月八日(一〇月二日)に松前藩主宛に差出した「書簡」⁽⁵⁾にも、次の如くあるだけで、対日通交・通商条約樹立ということには触れていない。

私たちはテンジクボウ(天人公方)陛下の日本商人光太夫らを送還するため、日本国に航行しようとするものであります。…イルクーツク知事は女帝陛下の勅令により、日本の属民を送還し、かつその遭難事情と兩國の接壤せる状況を陳述するための特使として私たちを派遣されました。…この義を大日本国政府に伝達下さるようお願いいたします。また、日本国の海洋に至り、もしその沿岸に接近し、あるいは風波等のため意外の地に寄港することがあれば、接壤の盟邦として遇せられんことを願ひ上げます。

すなわち、「兩國の接壤せる状況」とか「接壤の盟邦」とかという言葉で、国交樹立の意志をほのめかしてはいるが、この「書簡」は、(1)漂民送還という来航趣旨を日本政府に伝達してほしいということ、(2)今後の航海の安全について配慮してほしいということ、を依頼しているだけであり、通交・通商のことは正面に掲げていない。

このラクスマンの「書簡」を受け取った松前藩主の若狭守章広は、寛政四年一〇月六日付で、老中鳥居丹波守に次の如き「届出書」を出した。

異国通辞之者申候ハ魯西亜の申越候は、右三人の者（光太夫・小市・磯吉）は直に江戸表へ可相渡旨被申付候、殊に書状献上物とふ持参仕候よし、就中、当年中に是非江戸表へ罷登候様申聞候へ共、先は差とめ置候、然ば明年四、五月頃迄相待、江戸表より御沙汰も無之候は、是非江戸表江直ニ訴可致旨、返答ニ御座候、最私方に異国より書状を以申越候に附、早速御届申上候、この「届出書」も、(1)ロシア人来航の趣旨は漂流民を江戸表へ引渡すことにあること、(2)目下、かれらを根室に留めおいておること、(3)ラクスマンの「書簡」を併せ送付することを述べているだけで、通交・通商願のことには触れていない。ラクスマン使節が、その来航目的を漂流民送還とし、通交・通商関係樹立のことを背後においたことは、寛政五年正月の日付のある「魯西亜船松前渡来記」という『飛騨屋文書』の中にも見ることができる。

一、此度異国人参候は、漂着之者届老通ニ相見得、交易筋之咄合も一向無之由、然共漂着之者相渡候上ニて願も可有之哉、内存難斗候、

一、赤人申候者、交易望申ニは無之、日本人より望候ハ、交易可致、左候ハハ老ケ年五、六艘宛も相立可申由申候、

さて、松前藩からの届出を受けて、幕府は寛政四年一月二日、目付石川将監忠房、西丸目付村上大学義礼の兩名を宣諭使に任命した。両宣諭使は、翌寛政五年六月、松前においてラクスマンと会見し、ロシア使節への幕府の回答書たる「異国人に被諭御国法書」を示した。そこには次の如くあった。

兼て通信なき異国の船、日本の地に来る時は或は召捕又は海上にて打払ふ事、いにしへより国法にして、……仮令我国より漂流したる人を送り来るといふも、長崎の外の湊にしては上陸のことをゆるさず、……しかれども遙に我国の人を送り来る所の労をもおもひ、且は我國の法をいまだ不弁によりて、此度は其儘かへす事をゆるさる。

一、国書持来る事ありとも、……国書往復はゆるしがたきなり、今度漂流の人を送り来るを拒みて、左いふにはあらず、此地より通信のゆるしがたきを以てなり、

一、江戸へ直に来ることも亦ゆるしがたし、……如何にとなれば、異邦の船見ゆる時は、浦々嚴重にして、或はとらへ又打払ふ掟なれば、交りのむつまじからむことを乞求て、却て書を招くにひとしかるべし、

一、爰に江戸官府の人來りて、我國の法を告しらすは、漂流の人を遙に送來る勞をもねぎらひ、且は其國の人々をして、ことの趣をあやまたせじとなり、送來る所のひとは、もとより江戸官府の人にわたすへしとの旨をうけし由なれば、こゝにてわたさんも其子細あるよし、されば我國法によりて、其所望をゆるさざれば、また送り來る人もわたさじといはむか、さらは強てうけとるべきにもあらず、我國の人を憐ざるにはあらずといへども、それが為に國法をみだるべからざるがゆゑなり、此旨了解ありて、其思所にまかすべきよしなり、病ありて不連來漂流の人二人も、又此所に送り來るといふとも、重ては此沙汰に及がたし、長崎の外にてはすべて取上なき旨をよく可弁なり、長崎湊に來るとも、一船一紙の信牌なくしては通ることかたかるべし、また通信通商の事定置たる外、猥にゆるしがたき事なれども、猶も望むことあらば、長崎にいたりて、其所の沙汰にまかすへし。

以上見る如く、幕府のラクスマンへの回答書たるこの「國法書」も、通交・通商問題をその底辺に含みながら、漂流問題を中心として論を展開していることが注目される。すなわち、通交・通商のことは、これを許さないのが國法であるとし、ロシア側の暗々の要求に返答しつつ、漂流問題を正面にすえ、漂流送還の勞をねぎらい、今回限り松前において漂流受領の用意があるとしているのである。

ところで、この寛政五年六月二一日（一七九三年七月一七日）の第一回會談について、ラクスマンはその『日記』の中で、次のように書いている。⁽¹⁰⁾

自分は通訳を経て、……貴國屬民をその本国に送還する機会に、漂人の不幸なる遭難事情を告げ、さらに將來兩國の間に友好と完全なる條約を締結すること、を貴官に提議することを幸とするものである……と述べた。

ラクスマンは、その渡來目的が漂流送還を機に對日通交・通商關係を樹立することにあることを明らかにしたのである。そして、三日後の六月二四日（七月二〇日）の第二回會談の時に、ペーリ知事の「日本政府宛公文書」を差出したが、宣諭使はその受理を拒んだので、⁽¹¹⁾ラクスマンはそれを朗読した。この「公文書」について、ラクスマンはその『日記』に、⁽¹²⁾

自分に与えられた（ペーリからの）訓令は、該公文書と内容が大なる相違はない。

と書いているが、この記述から推察すれば、イルクーツク知事ペーリの「公文書」にも、本章の初めで見たペーリのラクスマン宛「訓令書」と同様、日露通交・通商關係樹立の要望が記されていたと思われる。もっとも、幕府はラクスマン渡來の目的が、漂流送

還を機として対日通交・通商関係の樹立にあることを承知していた。寛政四年九月八日（一〇月二日）に、ラクスマンが松前藩主宛に差出した「書簡」に附された通訳トゥゴルコフと光太夫による訳文の末尾には、

またまた、そのほのくぼさまとずいぶん、をんたがいになされくださるべく候と、このほのくぼさまをん申わたしにござ候、とあったし、⁽¹³⁾先にも引用した『飛驒屋文書』中の「魯西亜船松前渡来記」の著者ならずとも、ロシア側がわが国との通商を望んでいたことは十分に承知されていた。であればこそ、先に見たようなラクスマンへの幕府の「回答書」が示されたのである。

ともあれ、ラクスマンがピーリの「日本政府宛公文書」を朗読し、その通交・通商条約締結の希望を明らかにしたが、すでに幕府のラクスマンへの回答が示されたのちのことであったから、この通交・通商問題については論議されることなく、すべてを長崎における会談に委ね、六月二十七日（七月二三日）最後の会談で、幕府はラクスマンに長崎入港許可証たる「信牌」を与えて事は落着いた。

換言すれば、ラクスマンの渡来の目的は、日露の通交・通商関係の樹立にあったが、当初は漂流民送還のことを表面に立てて交渉の機会を擲もうとした。これに対し、幕府もロシア側に通交・通商の願いがあることを十分承知しながら、漂流民問題に焦点を合せて対処したのであった。

さて、漂流民問題については、幕府がラクスマンに与えた「国法書」に見られる如く、一般には長崎以外で受領し難いが、今回限り松前において受領してもよいとの見解を示した。一方、ラクスマンもすでにピーリからの「訓令書」の中で、次の如く指示されていた。⁽¹⁴⁾

日本の首府に直行することが不可能であり、他の市府、港湾に到るならば、……公文書および漂流人らをその地で引渡し、首府へ伝達を求めよ。

すなわち、ラクスマンの「松前藩主宛書簡」の訳文には、

わたくしのふね、すぐにえどもをてゑ、のりこみ申候て、三人の人々ぢきにえどもをんやくにんゑ、わたしいたしたく、とあったが、⁽¹⁵⁾ラクスマンは必ずしも江戸へ直航することを命ぜられていたわけではない。

こうして、漂流民引渡しについては双方の合意を見、第二回会談の六月二十四日（七月二〇日）の夕刻、幕府役人がラクスマンの宿舎に赴き漂流民を受領した。漂流民のうち賄の小市は四月二日（四月三〇日）根室で病死していたので、幕府役人が受領したのは、光太夫

と磯吉の二人であった。この漂民引渡しについてラクスマンの『日記』には次の如くある。¹⁶⁾

七月二〇日（日本曆六月二十四日）、この夕刻一官吏が二人の部下官吏を帯同し、われわれの宿舎に来たので光太夫と磯吉を引渡した。この同行の二人の官吏は、漂人を江戸へ連行する者であるという。その後、彼ら漂人については絶えて聞くことなく、また姿も見なかった。

二二日、上級官吏から二人の漂人引取証を届けて来た。

この「漂人引取証」とは、わが国の史料では次の如きものである。¹⁷⁾

今度送り来る漂流人、幸太夫、磯吉、松前地において請取処の証、件のことし

寛政五癸丑年六月

石川将監 印

村上大学 印

この「漂人引取証」に、宣諭使兩名自らの署名があることは、幕府がラクスマンとの交渉に漂民問題を前面にもち出していたことを示すものであろう。

註

- (1) 「ネモロ番人駒蔵・シベツ番人勘四郎口書」、『通航一覽』卷三二六、国書刊行会本、八の一四二～一四三頁。
- (2) エカテリナ二世の「対日遣使勅令」の邦訳は、ポロンスキイ著『千島誌』、一八七一年刊、駐露日本公使館訳、林欽吾補註『ロシア人日本遠訪記』、原書房、昭四九、七四～七七頁、および郡山良光『幕末日露関係史研究』、国書刊行会、昭五五、一一五～一一七頁にある。
- (3) ピーリの「訓令書」の邦訳は、ポロンスキイ、前掲書訳、八四～八九頁、および郡山、前掲書、一二〇～一二五頁にある。
- (4) ポロンスキイ、前掲書訳、八七頁。
- (5) ラクスマンの松前藩主宛「書簡」の邦訳は、ポロンスキイ、前掲書訳、九四～九六頁、および郡山、前掲書、一二八～一二九頁にある。
- (6) 「魯西亜国漂民記」（荒川秀俊編『近世漂流記集』、法政大学出版局、昭四四、所収）一六四頁。なお、同書では、「届出書」の日付は、寛政四年一月六日となっている。
- (7) 「寛政四壬子年魯西亜松前渡来記」（『北信記聞』式上）、『飛騨屋久兵衛』、同研究会、昭五八、三〇八～三一五頁所収。
- (8) 『通航一覽』卷二七四、七の九四～九五頁。
- (10) 日本語学校教師としてイルクーツクに残留した神昌丸漂民の庄蔵と新蔵のこと。

- (10) 「ラクスマンの日記」の邦訳は、ポロンスキイ、前掲書訳、九〇～一五五頁、および播磨橋吉訳註、「露国最初の遣日使節アダム・ラクスマン日記」(『史学雑誌』三四の二、五、六所収)がある。ここは、ポロンスキイ、前掲書訳、一五三頁。なお播磨訳註の「日記」は、イヴァン・マルティノフ編『リツェイ誌』一八〇六年版を底本とするが、同誌の「ラクスマン日記」の日付は、ロシア暦からグレゴリー暦に換算する際、計算を誤っているので注意が必要である。
- (11) ビーリの「日本政府宛公文書」を、日本側は受理しなかったが、のち、七月八日(ロシア暦八月三日)、幕府の役人がラクスマンのところへ来たり、これを筆写し、通訳トゥゴルコフの協力を得て翻譯したと、「ラクスマン日記」(ポロンスキイ、前掲書訳、一五三頁)にある。
- (12) ポロンスキイ、同書、一四六頁。
- (13) ラクスマンの松前藩主宛「書簡」に添えられていた通訳トゥゴルコフと光太夫の手になる訳文は、桂川甫周『北辺探事補遺』、北門叢書、卷二、四四四～四四六頁にある。
- (14) ポロンスキイ、前掲書訳、八八頁。
- (15) 『北辺探事補遺』四四五頁。
- (16) ポロンスキイ、前掲書訳、一四九頁。
- (17) 『通航一覽』卷二七四、七の九六頁。

二、仙台若宮丸漂流民の帰還

文化元年九月六日(一八〇四年九月二七日)仙台若宮丸漂流民は、ロシア第二回遣日使節ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフに伴われて、長崎港外伊王崎に帰着した。若宮丸水主津太夫・左平・儀兵衛・太十郎の四名である。翌九月七日、長崎奉行所手附方覚左衛門・矢部次郎太夫は、「見届けのためロシア船を訪れたが、その「報告書」の中に、ロシア人が答えた来航趣意として、次の如くある。⁽¹⁾

今般使節ノ役人渡来仕リ候儀ハ、魯西亞国王ヨリ江府エノ呈書、并ニ御奉行所エハ右写書持越候段申出候ニ付、……右呈書ノ大意相尋候処、……今般使節ヲ以捧献貢、江府拝礼、相勤、以来御当国、自国ノ信義ヲ結び、且交易ノ儀ニ付テハ心願ノ筋モ御座候、

本船乗組人数八拾五人、内魯西亞人八拾老人、日本人四人、……右日本人之儀ハ十二個年以前、魯西亞国ニ漂流仕リ候ニ付、当節連レ渡申候、

この「報告書」からも分るように、レザノフは先のラクスマンの時と異り、最初からその渡来目的を日本との通交・通商関係の樹

立にあることを明らかにし、漂民送還はこれを二義的なものとしていたのである。レザノフは早くも翌九月八日、一八〇三年六月三〇日付のロシア皇帝アレクサンドル一世から日本国皇帝宛の「親書」(写)を検使の手を経て長崎奉行所に差出したが、そこにも次のようにあった。⁽²⁾

貴国とわが商民との相互交易を確立し、かつ貴国にて商民が碇泊すべき諸港を制定せんがため、貴テンジクボウ陛下閣僚と要談を行ふべく、余は現侍従官レザノフに委任せり。

この「親書」を、ロシア医師ラングスドルフがオランダ語で説明し、通詞石橋助左衛門が翻譯した「魯西亜国呈書和解」文化元年九月一〇日付には、次の如くある。

貴国の高義欣服し、尚交易之道を開き申度心願に仍而、大日本国王之膝下に、礼拝を相願候に付而者、其身柄を多らみ、我心腹之臣カアムルへヘルニコラアレザノツトと申者令渡海候、

一、先年難風に逢ひ我国へ漂流せし貴国の人々撫育仕置、此節連渡申候、

換言すれば、レザノフは先に幕府よりラクスマンに与えられた長崎入港許可証「信牌」を持参して、日露通交・通商関係樹立という目的を正面にかかげ、その機会に日本漂流民四名を護送し来たったのである。ラクスマンの場合は、女帝エカテリナ二世の「親書」ではなく、一地方長官シベリア知事の「公文書」を持参し、使節も一地方の町ギジガの守備隊長をしていた中尉にしか過ぎなかった。そして、漂民送還を表面にかかげ、通交・通商問題を背後においた。レザノフの場合は、皇帝アレクサンドル一世の「親書」を持参し、使節も政府代表としての侍従長レザノフであった。そして、通交・通商問題を正面にかかげ、漂民送還を二義的なものとした。この点が、ラクスマンの場合とは大いに異っていた。

さて、一七九九年七月八日、ロシア皇帝パヴェル一世は、露米会社の設立を命じ、北太平洋植民地経営について二〇年間の独占的特権と、陸海軍による支援を与えることを決定した。⁽⁴⁾同年九月に新会社の総支配人となったレザノフにとって、今回の世界周航と対日通交・通商交渉は会社設立後の最初の事業であり、社運にかかわる問題であった。レザノフは対日通交・通商関係の樹立を、その渡来目的の真正面にかかげたのである。

もっとも、漂民送還を二義的なものとしたとは言え、漂民を対日交渉推進の手段として利用せんとしたことは、レザノフの場合もラクスマンの場合と異ならなかった。たとえば、長崎到着以後、幕府の回答を待ち無為に日を過していたレザノフは、一二月一七日

（一八〇五年一月五日）、漂民十郎が自殺を図ったのを機会に、「此上は片時も早く（漂流民を）御引渡申上度存候」と、事件検査まで申し出ている。⁽⁵⁾ 漂民問題を手掛りに通商交渉の糸口を掴もうとしたものと思われる。また、レザノフは二月一八日（一月六日）付の長崎奉行宛書簡においても、次の如く願ひ出ている。⁽⁶⁾

四人之者共、并国王より差遣候金錢・時計・衣類其外手廻等に至る迄、何卒此節御受取被下、帰国之上、証拠にも相成候御手印被下候様奉願候、

長崎奉行所では、レザノフに次の如く返答し、⁽⁷⁾ 早速江戸に通報して指示を仰いだ。

先達而渡来之節、可引渡存念も無之、是迄差置処、怪我人等出来、頻りに不安心に相成、此節に至り、急に相渡度旨申立趣相分候得共、右次第は江戸表に言上之趣も有之、殊に怪我人之儀も候得は、難請取、

レザノフの二月一八日付書簡は、同月二七日宿継を以て江戸に送られ、翌文化二年一月一九日、老中土井大炊頭に進達された。

一方、江戸ではレザノフ渡来に関して審議が重ねられていたが、右のレザノフの書簡が到着する前、一月六日付で、青山下野守・土井大炊頭・牧野備前守・戸田采女正ら老中連名で、長崎奉行宛に次の如き指示が出された。⁽⁸⁾

今度、其地江来着候魯西亞人とも儀……参府者勿論、書翰献上物差出候儀も難被及御沙汰筋に候、且又以来通信通商之事猶難相調候事に候、……

送來候漂流人之儀は、御教諭之趣納得いたし候上、請取候様可被心得候、願之趣不相濟故を以、若漂流人を渡候儀難致旨にも候はば、被請取に不及、召連罷歸候共勝手次第之旨申聞、貪著に被及間敷候、若又使之事に付、帰国之上差図次第重而可連來など申候はは、重ては請取候儀難成間、決而入津致間敷候、是非送歸度所存候はは、紅毛人を以可送越旨、急度申聞候心得に可被有之候、

つまり、参府・国書の受取りはもちろん、通交・通商のことは許し難いとする幕府の基本方針を先ず述べ、これを承知しない以前は漂民を受取らないとし、レザノフが帰国相談の上、再度漂民を連れ来たることも、これを拒否すると指示したのである。レザノフが通交・通商問題を正面に据えたのに応じ、幕府もその点を第一とし、漂民問題を二義的なものとしている点が注目される。

なるほど、伊勢漂流の場合にも「国法をみだるべからざるがゆゑ」に、敢て漂民を受取らないと示しているから、その趣旨には一応共通したものがある。しかし、「漂流の人を遙に送來る勞をねぎらひ」松前において漂民を受領しても可として、漂民問題を中心

に論を展開したラクスマンへの応待と、通交・通商問題を正面に立て、漂民問題を二の次としたこのレザノフへの応待とでは、その姿勢に大きな違いが見られる。ともかく、漂民問題を交渉の糸口としようとしたレザノフの試みは失敗に終わった。

こえて、二月晦日(三月一八日)、幕府の宣諭使遠山金四郎景晋が長崎に到着し、三月六日(三月二四日)・七日(二五日)の両日、レザノフとの会見が行われた。七日の会見でロシア側に示された「教諭書」にも⁽⁹⁾、

我国昔より海外に通問する諸国不少といへとも、事便宜にあらざるか故に、嚴禁を設く、我国の商戸外国に往事をとめ、外国の買船もまたもやすく我国に来る事を許さず、強て来る海舶ありといへとも、固く退けていれず、唯唐山・朝鮮・琉球・紅毛の往来することは、互市の利を必とするにあらず、来ることの久しき素より其謂れあるを以なり……

と、通交・通商の不可なる国法を説くことに終始し、漂民問題には一言も触れていない。漂民問題を中心に据えた「寛政五年国法書」とは好対称である。

こうして、幕府はロシアの通交・通商願を拒否し、国書を返却してレザノフとの交渉を終つてのち、初めて漂民受取りの問題に入つた。三月九日(三月二七日)レザノフは長崎奉行所を訪れて、別れの挨拶を告げたが、日本側は漂民を引渡すのであれば、明日役人を差出すと述べ、ロシア側は引渡しを了承、その際漂民受取証をくれるよう要望した。⁽¹⁰⁾翌三月一〇日、受取検使として徒目付増田藤四郎・小人目付上川伝右衛門・菊沢左兵衛らが、梅ヶ崎のロシア人宿舎に赴き、漂民四人を受取つた。その際の漂民受取証は、先の伊勢漂民の場合のものと、ほぼ同じようなものであった。⁽¹¹⁾

今度長崎江送來漂流人、津太夫、義平、左平、太十、請取処之証如件

丑 三月

増田藤四郎

上川伝右衛門

菊沢左兵衛

しかし、伊勢漂民の受取証の署名者が、石川将監・村上大学の宣諭使自身であったのに対し、この場合は徒目付・小人目付の漂民受取役人になっていることが注目される。すでに、この度の宣諭使遠山金四郎は、長崎到着後の三月二日に、次のように長崎奉行肥田豊後守・成瀬因幡守に指示していた。⁽¹²⁾

漂流人請取之証状被差遣候儀に候は、各様御名前のみにて、拙者名前御書載に不及候、

この指示の中に、漂流民受取は宣諭使の重要任務ではないとする態度を窺うことができる。さらに、漂流民受取りののち、検使よりロシア側に次の如き申し渡しがなされた。⁽¹³⁾

向後、日本人万一魯西亜之地江致漂流、其者共何国之浦江可送届哉之儀申聞候共、右は阿蘭陀本国歟、又は咬啗吧江便宜を以可相送、左候得は、日本江は紅毛人より届可申候、

伊勢漂流民の場合は、今後の漂流民送還は「長崎の外にはすへて取上なき旨をよく可弁なり」としたが、今回は「向後オランダ船によるべし」として、ロシア船による漂流民送還を禁じた。すなわち、ロシアの漂流民送致については、仙台漂流民をもって最後とし、以後の漂流民送還を名とするロシア船の通交・通商を求めての渡来を禁じたのである。

注

- (1) 『続長崎実録大成』（森永種夫校訂『長崎文献叢書』一の四、昭四九、長崎文献社）五八七頁。『通航一覽』卷二七五、七の一一三頁。
- (2) アレクサンドル一世の「親書」の邦訳は、堀竹雄「十九世紀初年日本に於けるロシア使節」、『史学雑誌』一九の三、六二～六五頁。高野明『日本とロシア』、紀伊国屋書店、昭四六、一四六～一四八頁。郡山良光『幕末日露関係史研究』、国書刊行会、昭五五、一七四～一七五頁に見ることができる。
- (3) 『通航一覽』卷二七七、七の一二八頁。『続長崎実録大成』五九二頁。
- (4) 郡山、前掲書、一五四頁。
- (5) 『通航一覽』卷二八〇、七の一七三頁。『続長崎実録大成』六四四頁。
- (6) 『通航一覽』同卷、七の一七四頁。『続長崎実録大成』六四五頁。
- (7) 『通航一覽』同卷、同頁。
- (8) 同書、卷二八一、七の、一七六～一七八頁。
- (9) 同書、卷二八二、七の一九二～一九四頁。『続長崎実録大成』六六五頁。
- (10) 『通航一覽』同卷、七の一九六頁。『続長崎実録大成』六六九頁。
- (11) 『通航一覽』同卷、七の一九七頁。『続長崎実録大成』六七〇頁。
- (12) 『通航一覽』卷二八一、七の一八八頁。
- (13) 同書、卷二八二、七の一九七頁。『続長崎実録大成』六七二頁。

三、南部慶祥丸漂民の帰還

文化三年六月二八日（一八〇六年七月三十一日）、南部慶祥丸の船頭継右衛門・賄の専右衛門・水主の吉九郎・弥内・勘右衛門・炊の岩松の六名が、択捉島アトイア岬に帰着した。かれらは同所で三泊し、七月二日（八月三日）同島シベトロ番所に到った。かれらはロシア人によって送還せられてきたものではなく、カムチャツカのペテロパウロフスクから千島列島伝いに、アイヌの援助を得ながら小舟で帰還したものである。

南部慶祥丸漂民が独力で帰還しなければならなかった背景には、文化元年と二年（一八〇四と〇五年）の長崎におけるレザノフの対日通交・通商交渉の不成功ということがあった。すなわち、慶祥丸漂民は文化元年七月北千島ボロムシリ島に漂着、同年八月中旬（一八〇四年九月初旬）ペテロパウロフスクに到着したが、それはレザノフを乗せたナデジダ号が長崎に向って出航した八月四日（八月二六日）の直後のことであった。当時は、漂民らのロシア船による帰国の望みもあった。同年末ペテロパウロフスクに到着したカムチャツカ長官バヴェルリイヴァノヴィチニコシエリョフ少将は、漂民たちに向って、遣日使節レザノフが帰って日本との通商が開かれれば、明年にでも大船で帰航できるであろうと述べた。「南部領牛滝村船方の者ども魯西亜国へ漂流し帰帆せし事」という記録には、次の如くある⁽¹⁾。

今年（文化元年）も又日本より漂流の人（仙台漂民）を送りて長崎へ使節を遣し、通商の望をいひおくりたれば、此使帰りて弥通商行はれば、追々日本とは親しく成べし。明年は大船に乗せて送りかへすべし。

しかし、長崎での交渉が不成功に終り、文化二年五月九日（一八〇五年五月二五日）、ナデジダ号がペテロパウロフスクに帰着して以後、漂民をとり巻く事情は一変した。同右記録には、この点に關し次の如くある⁽²⁾。

丑翌年（文化二年）五月一〇日頃、長崎船（ナデジダ号）帰りしゆえ、すはやと云て飲び、頓てヘッテハン⁽³⁾に逢ふてその便宜をきくに、長崎にて通商の望を申せしが、其事叶はざるにより、以来日本へ使船もなければ帰国は叶ふまじきよしをいふにより、一同に望を失ふ、

同記録によれば、レザノフがペテロパウロフスクに帰って以後、ロシア人の漂民らに対する待遇も悪化し、漂民たちに支給されていた手当もうち切られ、漂民たちは生活して行くのも困難となったとある。こうした状況の中で、漂民らについては六月中旬、獵に出

るふりをして小舟でペテロパウロフスクを脱出した。

慶祥丸漂流民をペテロパウロフスクからの脱出へと駆り立てたものは、ロシア船による帰国不可能ということが判然となり、ロシア人の待遇が悪化したということばかりではない。そこには今一つの事情があった。それはロシア側がその東方植民地建設の労働力として、漂流民たちを利用しようとしたという事情である。

さてレザノフは一八〇五年六月一日（文化二年五月二十九日）マリヤーマグダリナ号でペテロパウロフスクを出帆、アリューシャン列島の視察のためウナラシカ島に向ったが、かれは同島から七月一八日付で皇帝アレクサンドル一世宛に日本遠征の許可を求める「上奏文」を送った。レザノフは武力による脅迫によって日本を開国させることを考えたのである。また、この日本遠征によって捕虜とした日本人を露領アメリカへ移し、人的資源の不足する会社領植民地の生産力増強に役立てることも考えられた。一八〇六年八月八日、レザノフが部下のユノナ号船長ニコライ・アレクサンドロヴィチ・フヴォストフ大尉に与えた「日本遠征に関する指令」の中でも、捕虜を植民地建設に当てる考えを示している。⁽⁵⁾ 捕虜や漂流民を植民地建設の労働力にあてるというこうした計画から逃れるためにも、南部漂流民はカムチャツカからの脱出を企てたものと思われる。

ナデジダ号の艦長イヴァン・フロドヴィチ・クルーゼンシュテルンは、長崎からペテロパウロフスクへ戻つてのち、一八〇五年六月二二日、樺太調査に向い、八月一七日（文化二年八月六日）再びペテロパウロフスクに帰着したが、かれは南部漂流民のカムチャツカ脱出について、次のように証言している。⁽⁶⁾

昨秋、千島列島中の一に漂着し、最近死去したヴェレスチャギン僧によってペテロパウロフスクに連れて来られた日本人らは、我らが到着した時には、もはや此地にいなかった。かれらはかれら自身の舟を救ひ得ていたが、これに乗って本国に帰って行つたのであった。

底のもる全然覆ひのない舟で、少しの貯水もなく、多少の米の他は何の食料品もなしに企てたかれらの異常な勇猛心、予め逃亡の嫌疑を受けるようなことを全く避け、嚴重なる監視をのがれて走り去った巧妙な策略は驚くべきものであった。

レザノフはかれらをかデ、イヤクに送る意図を抱いていたが、結局ヴェルフ、ハイ、カムチャツカに土着せしめることに決した。その運命に順応せんとする如く見え、喜んでるようにさえかれらは見えた。かれらは目前の旅行のために必要な衣服類、一定量の米を与えられ、さらに茶と旅費を与えられた。出発の日はずでに決定され、かれらの中の若干人はさらに洗礼を乞うた。か

れらは帰国の見込みもなく、ロシアで生活せねばならぬから、キリスト教に帰依するのが一層よいと陳述した。そのことは許可され、洗礼の日も定められた。

逃亡の前夕、かれらは常の如く漁に出て、日没頃帰って来た。翌朝かれらのいないことが分った。追跡隊を出したが分らなかつた。しかし、このような無謀をなぜしたか、不可解のことと考えられた。

慶祥丸漂流民は、六月中旬ペテロパウロフスク脱出後、七月上旬⁽⁷⁾ポロムシリ島に着、同島からはラシヨア島長マキセンの舟でアイヌとともに南下し、閏八月初旬ラシヨア島に到着、同島で越冬した。かれらは翌文化三年二月一三日、再びマキセンらとラシヨア島出発、四月二五日マカナルル島に到着した。しかし、同島で、文化二年六月九日択捉島に赴き捕えられ、文化三年三月二六日に同島を脱出してきたラシヨア島アイヌのマキセン⁽⁸⁾ケレコウリツら一行に会った。マキセン⁽⁸⁾ケレコウリツらは、日本側の警備が厳しくなっていることを伝えた。すなわち、レザノフとの交渉決裂後、日本では沿岸警備のことが強化され、文化三年一月二十六日には、幕府は沿海諸大名に対し、ロシア船渡来の場合、事実遭難等によるものであれば、薪水等を与えてなるだけ穏やかに帰帆させるが、帰帆に応じない時は、これを打ち払うことを布達していた。⁽⁸⁾ 択捉島にも、多くの番人・役人や南部藩・津軽藩の藩士が送りこまれ、警備が強化されていた。

マキセン⁽⁸⁾ケレコウリツから択捉島の警備嚴重なることを聞かされ、慶祥丸漂流民を送ってきたラシヨア人たちは、マカナルル島からさらに漂流たちと同行することを拒んだ。漂流民らはそこでアイヌとレブンチリホイ島に渡り、流木等で小舟を作って貰い、五月二六日、漂流民らだけで同島発、ウルツプ島を経て、六月二八日(七月三一日) 択捉島アトイア岬に帰着したのである。南部慶祥丸漂流民の自力による帰還は、文化元年と二年の長崎における日露交渉決裂後の両国対立情勢の反映に他ならない。

註

- (1) 羽太正養『休明光記』巻七(『新撰北海道史』巻五、北海道庁、昭二一)四六四頁。
- (2) 同書、同頁。
- (3) 仙台若宮丸漂流民善六のこと。「ベツテハン」とは、かれのロシア名ピョートルリステファノヴィチ⁽⁷⁾キセリョフの訛ったもの。かれは、レザノフに伴われ帰還した仙台漂流民とともに通訳としてペテロパウロフスクまで来たが、ここで下船していた。
- (4) 郡山良光『幕末日露関係史』、一九四一―一九五頁。
- (5) 同書、一九八―一九九頁。

(6) 羽仁五郎訳註『クルウゼンシュテルン日本紀行』下巻、駿南社、昭六、一四九頁。

(7) 木崎「江戸時代ロシアへの漂流・抑留民——漂流・抑留経緯とその歴史的意義——」（立正大学『文学部研究紀要』二）七九頁に、七月中句とあるのはロシア曆。

(8) 『通航一覽』巻二八三、七の三一六頁。

四、文化魯寇樺太・択捉島捕虜の帰還

文化四年五月二日（一八〇七年五月二六日）夜、択捉島シヤナにおいてロシア艦ユノナ号船長フヴォストフらに捕えられた同島勤番の津軽家足軽金沢久蔵は、翌五月三日（五月二七日）解放された。その解放理由については、「樺太嶋エトロフ嶋番人共吟味書」には、次の如くある。⁽¹⁾

五月三日朝に成、私共居候処へ臥居候を見候処、片眼ニ而面体見苦敷、顔一めんにくれ候様子なりし男……津軽様御足軽ニ而、……悪敷病有之候間、船中ニ難差置候間、早々差戻候間、其旨可申通旨、源七へミカライサンダライチ申聞候間、即足軽へ申談候処、左候ハ、陸ニ而殺し候積ニ可有之と疑惑いたし候処、橋船ニ而水主人程附添上陸致させ候、元船より橋船へ乗移候節、右足軽へミカライサンタラエチ書附を相渡し、大切にいたし役人江相渡候様に申聞候を見請候間、右ハ源七裡書いたし候通商の願書ニ可有之、

金沢久蔵と同じく、五月二日にシヤナにおいてロシア人に捕えられた南部藩砲術師大村治五平の箱館における「口書」⁽³⁾にも、久蔵の解放について次の如くある。

二日夜、津軽家足軽一人捕参候処、面体見苦敷由にて、三日朝相返し候、其節右足軽江ミカライサンタラエチ書付を為持遣し候、金沢久蔵が解放されたのは、かれが悪い病氣にかかっていたことと、かれに「書付」を託して、フヴォストフが日本役人に何かを告げるためであったと思われる。この「書付」については、当時の箱館奉行羽太正義が、その『休明光記』の中で、次のように記している。⁽⁴⁾

此書付は、後にエトロフにて殺したる赤人の懐中にありしとて、在住平嶋長左衛門より差越し、江府へ申上ぬ。是則さきに源七が裏書したる書簡三通の内の壱通也、

すなわち、この「書付」はいわゆる「フヴォストフの松前奉行宛書簡」⁽⁵⁾で、フヴォストフが樺太の久春古丹を襲撃し、カムチャツカに帰り越冬していた時に認めていたものであり、樺太島捕虜源七がその裏に日本語訳を片仮名で記したものであった。⁽⁶⁾今これを分り易いように漢字まじり平仮名文で示せば、次の如くである。

近く近所のことに御座候間、下の者に申しつけ、渡海商いのこと請願いに遣はし候て、朋輩同様に寄合ひ、吟味相談の上商い首尾よう致し候ば、誠に幸せに存じ候へども、度々長崎へ使者を遣し候へども、ただ返事もなく、返々なされ候故、異変初めてこのもとの天下様より大きくして、腹立ちて商い手もなくば、赤人同様に樺太、それによつて最初願ひ置き候へども、聞受けなく、それ故この度このもとの手並み見せ申し候て、聞かない時には、北の地取上げ申すべく候、ならふことならば、返事の便りにも済みますことに御座候、樺太または島々ウルツフまで赤人つい行かれますによつて、追散らしてやります、または請願ひの筋かなはせ候はゞ、末代心易く致し度き心掛けに御座候、左様御座なく候へば、またまた船々沢山に遣し、この如くに致し申すべく候、

月 日

ヲロシヤ

松前奉行様

要するに、自分たちがなぜ樺太や択捉島を襲撃したかを述べ、日本に対する通商を要求する文書である。⁽⁷⁾フヴォストフは機会があれば、この「書簡」を日本役人に渡す役目に捕虜をつかう計画であつたと思われる。換言すれば、金沢久蔵の解放は、かれの病氣のためと、フヴォストフが日本側にその意志を伝えるためであつた。

さて、五月四日(五月二八日)、択捉島シヤナ沖を去つたロシア艦ユノナ号とアヴォス号は、五月二九日と六月四日(六月二二日と二七日)、利尻島沖で日本船四艘を襲ひ、翌六月五日(六月二八日)、樺太・択捉島捕虜一〇名のうち、五郎次と左兵衛を除く八名を小舟に乗せて解放した。樺太島捕虜富五郎・源七・西蔵・福松と、択捉島捕虜長助・六蔵・三助・南部藩藩士大村治五平の八名である。かれらの解放について、「唐太嶋エトロフ嶋番人共吟味書」には、次の如くある。⁽⁸⁾

ミカライサンタラエチ申聞候ハ赤船(万春丸)ニハ武器も積入有之候間、定而大将乗組居可申処、リイシリ山へ立退候哉と相見へ候、右大将を捜出シ生捕候ハ、私共ハ役に立不申候間、十人共不殘相返候、……山を捜候得共、大将ハ勿論蝦夷耆人も不罷在候間、兼而申聞候通私共并大村次五平を相返候……又、書簡……私共へ相渡シ大切ニいたし候様松前へ持参御奉行様へ可届旨申

聞候、

すなわち、フヴォストフは先に金沢久蔵に持たせたのと同じ書簡を持たせ、樺太・択捉島捕虜を解放したのである。その場合、フヴォストフは日本との交渉のため、「大將格」の者を捕えてその衝にあたらせようとしたことが、右の記事から窺えるが、フヴォストフはそれを果たができず、今後役に立ちそうな択捉島捕虜五郎次と左兵衛の二人を残し、他の八名を解放した。

こうした文化魯寇捕虜の解放について思い起されるのが、一八〇六年八月八日にレザノフがフヴォストフに与えた「日本遠征に関する指令」である。その中には、次のようにあった。⁽⁹⁾

強健な日本人は捕虜とし、病弱者は、松前の北辺で解放し、かれらをして、ロシア領であるサハリンへの日本船の来航を禁止するが、通商のための来航は歓迎する旨を日本側へ伝えさせる。

源七・大村治五平ら八人の解放は、正にこの指令に従っての行動であり、ロシアは日本との通商関係を武力によってでも開こうとする意図をもっていることを日本側に伝えさせるためのものであった。解放された八名の者は、六月五日午後二時、ロシア人が日本商船宜幸丸から奪った伝馬船に乗せられ、白米三俵・素麵一筒・酒二斗樽一つ・醬油一樽・羅紗いろいろ・瀬戸物少し・大鋸一丁・鮑二丁・のみ二丁・斧柄切一丁・木綿の帆などを与えられ、ユノナ号を離れた。かれらは一端利尻島に向い、同日夜八時頃宗谷の少し手前バツカイに漕ぎ渡り、そこで一夜を明かした。翌六月六日早朝、かれらは宗谷に向けて出発、途中、ロシア人に襲撃された万春丸の乗組員、内野五郎左衛門・森重佐中ら一六人と会い、同道して午後二時頃宗谷会所に帰着した。⁽¹⁰⁾

なお、択捉島で解放された金沢久蔵は、その後行方不明となったが、それについて「唐太嶋エトロフ嶋番人共吟味書」の下札には、次の如くある。⁽¹¹⁾

此足輕箱館へ呼寄候様津輕重役之者へ申渡置候、未到着不仕候、此足輕行方不知ニ付、相渡せし書付之詛不知、ナヨカの辺ニ死骸一ツありて名もしれぬ上、もしや月日たちて面体もわからぬ有之、恐らくハ此久蔵の死骸か、

註

(1) 戸川筑前守・羽太安芸守「魯西亜船より差戻候唐太嶋エトロフ嶋番人共并南部大膳太夫家来大村次五平吟味仕候処申上候書」文化四年八月一日付、東北大学狩野文庫本。なお、「樺太・択捉島番人口書」は『通航一覽』卷二九三、七の三一九〜三三七頁にある。

(2) ニコライリアレクサンドロヴィチの訛ったもので、フヴォストフのこと。

- (3) 「大村治五平口書」文化四年八月三日付、『通航一覽』卷二九三、七の三三七～三四〇頁。
- (4) 『休明光記』卷八(『新撰北海道史』卷五)四九九頁。
- (5) 「フヴォストフの松前奉行宛書簡」は、『休明光記』卷八、四八九頁。そのロシア文は、『郡山良光『幕末日露関係史研究』三三六～三三七頁にある。
- (6) フヴォストフがこの「書簡」を書いたのは文化四年三月のことである。『通航一覽』卷二九二、七の三〇九頁。
- (7) 一般にこの書簡は、日本に対する脅迫状と解されるが、そのロシア文ではそれほど強硬な調子ではない。
- (8) 註(1)の史料第三四丁。
- (9) この「指令」については、郡山、前掲書、一九九頁。
- (10) 大村治五平『私残記』、森荘巳池解説、中公文庫、昭五二、二七五～二七六頁。
- (11) 註(1)の史料第三三丁。

五、摂津歎喜丸漂民・択捉島番人五郎次の帰還

文化九年八月三日(一八一二年八月二七日)、摂津歎喜丸漂民六名と文化魯寇択捉島捕虜五郎次の計七名が、国後島ケラムイ岬沖に到着した。歎喜丸漂民六名とは、水主の与茂吉・忠五郎・清五郎・安五郎・嘉蔵・吉五郎である。かれらは、文化八年六月(一八一一年七月)国後島で日本側に捕えられたゴロウニンらの救出に活躍するピョートルレイヴァノヴィチリコルドの率いるチャナ号で送られてきたのである。

リコルドの渡来目的は、ゴロウニンらロシア人八名の返還交渉にあった。すなわち、リコルドは、チャナ号艦長ゴロウニンが捕えられたのち、同艦の指揮をとり一端帰国して、イルクーツク知事ニコライレイヴァノヴィチリコルドと協議の上、ゴロウニンら救出の目的をもって渡来したのである。トレスキンとの協議については、かれの『日記』に次のようにある。⁽¹⁾

毎日知事と協議し、更に日本に軍艦を派してガローウニン以下を救う可き方略を計画して、シビリー総督イワン・ポリソウイ・チュルペステーリに呈出したりしに、時恰も政治上多事に際し、別に軍艦を差遣し難しとの指令ありて、余に命ぜられしに、ア・ホーツスクに返り再びデアーナ号にて千島近海測量を継続し、クナシリ島に回航してガローウニン以下の状況を探知すべしと。すなわち、リコルドは最初ゴロウニンら救出のために日本への軍艦派遣のことを上申したが、ナポレオンのロシア遠征が迫ってい

た状況の中で、これは許可されず、再びヂャナ号で日本に向うことになったというのである。こうして、リコルドは当時オホーツクにあった五郎次（リコルドの『日記』中では良左衛門）を、イルクーツクに呼び寄せ、かれを通訳として起用、またその頃カムチャツカのニジニカムチャツカで保護されていた撰津歎喜丸漂民をオホーツクへ送致させ、かれらを送還して、ゴロウニンらを救出しようとしたのである。

歎喜丸漂民は文化九年一月ニジニカムチャツカ発、五月下旬オホーツクに到着した。リコルドと五郎次も同年三月イルクーツク発、五月初めにオホーツクに着いていた。歎喜丸漂民のうち安芸の久蔵は、凍傷にかかった脚部の手術のため残留することとなり、残る六名と五郎次がヂャナ号で日本に送られることとなった。リコルドの『日記』には、次の如くある。⁽²⁾

一八一二年七月一日（文化九年六月二二日）、ヂャーナ号の機装準備完成しなければ、先にカムチャツカ半島海岸に漂着せし日本人六名を日本に護送せんとて、艦内に乗込ませたり。彼らの漂着せしは恰もゴロウニン以下の日本に捕へられしと同時に、又其人員の如きも殆んど相似たるは偶然と云ふべし。欧州の国際上には斯の如き場合に際する時は、其漂着人を本国に送付して容易に事落着す。

リコルドが歎喜丸漂民をゴロウニンらとの交換要員とも見ていたことが窺われる。ヂャナ号が国後島ケライム岬沖についた翌日、八月四日にリコルドは漂民与茂吉にイルクーツク知事トレスキンの「国後島長官宛書簡」⁽³⁾を持たせて上陸させたが、その中にも同様の趣旨のことが書かれていたと思われる。リコルドは、同書簡の内容について次の如く言う。⁽⁴⁾

該書簡は、イルクーツク府知事より送付するものにて、其意は我軍艦ヂャーナ号の艦長ガローウニン以下、日本人の偽計に陥り猛悪の所業を蒙り、日本人の露国に対し斯の如き敵抗せしにも拘はらず、我皇帝陛下はカムチャツカ半島海岸に漂着せし日本人六名を貴邦に護送することを命じ給へり。是れ我が露国は貴邦に対し毫も抗敵するの意なき実なり。依て貴邦に於ても先に我が艦長以下の辜無きを捕へられたるものを直に放還せらる可し。貴官若し中央政府の命令を受けざれば行ひ難しとか、又は他の口実にて事空しく遷延するに於ては、明年復た数隻の軍艦日本沿岸に来て正当の談判を為す可しと。

文中、ゴロウニンを放還しない場合、明年数隻の軍艦を派遣するとの強硬姿勢を示す言葉も見られるが、漂流民の送還はロシアに敵対心のない証であり、これを受けてゴロウニンらを返すようにと求めているのである。

右の「書簡」を持って上陸した与茂吉は、同日、国後島会所に收容せられたが、同会所での取調べに対し提出した「与茂吉口書」

にも、次の如くある。⁽⁵⁾

(一一)

今日差上候同人(リコルド)之封書、私江相頼上陸之上御役人江差上、去年被捕候ヲ、ロシア人と此度連渡候日本人と引替に相成候様申上、

歎喜丸漂民は、ゴロウニンらとの交換要員という意味もあって送還されてきたものと思われる。と同時に、与茂吉がリコルドの「国後島長官宛書簡」を持たされ上陸せしめられたように、漂民らは日本側との交渉連絡要員という役割をも持たされていた。こえて八月七日(八月三十一日)にはリコルドのロシア語で認めた書簡を持って清五郎が上陸、その書簡は日本役人に受取られることなく、清五郎は帰艦した。八月一日(九月三日)には、忠五郎が、小舟を出し会い海上で会談をなしたい旨の日本語で書いた書付を託され上陸、連絡係をつとめた。その書付は日本役人に受け取られたが、忠五郎は何らの日本側の回答も持たずに帰艦した。

明けて八月一日、リコルドは「ロシア語を解しない日本人を使者として、日本役人と交渉しようとしたため、自分たちの意見が貫徹しなかった」と考え、⁽⁶⁾五郎次を上陸させることを決意し、かれに忠五郎をつけて上陸させ、ゴロウニンらの生死の有無だけでも知ろうとした。これは、通訳の五郎次が日本側に捕えられた場合、漂民の忠五郎によって何らかの情報を得んとしたものと思われる。しかし、実際には逆に忠五郎が帰艦せず、翌二日、五郎次だけがゴロウニンはすでに殺害されたとの報を持って帰艦した。忠五郎はその一二日朝、チャナ号への小舟に乗らず浜辺から国後島会所に帰り、収容された。⁽⁷⁾

リコルドは、五郎次が持ち帰ったゴロウニンら殺害の報の確証を得るために、同一二日夕刻、残る漂民、安五郎・嘉蔵・吉五郎・清五郎の四名全部と五郎次を上陸させ、いわゆる持駒をすべて出した。この間の事情について、五郎次は次の如く言っている。⁽⁸⁾

去年被捕候者弥被殺候と申事に候は、右書付を貰申度旨(カピタン)申聞候に付、最早御役人江左様成儀は難申上相断候得共、承引不致候に付、左候は、漂流人不残陸江上げ、……右四人を送り参り候しほに、書付之事を可申上と申聞候処、承知いたし、私俱に上陸いたし、当所江罷越候、

リコルドは漂民らすべてを上陸させ、ゴロウニンらの生死を証する書付だけでも得んとしたのであるが、日本側では漂民四名を収容、五郎次のみを会所の土手外側に置きロシア側の反応を窺った。しかし、五郎次も翌二三日会所に出頭して来たので、かれをも収容した。かくして、漂民送還によるゴロウニン救出計画は失敗した。リコルドはその失敗は、五郎次の如き一介の番人や無知の漂民を使者として用いたことにあるとして、附近を航行する日本船を抑留し、その乗組員中の重なる者を捕え、ゴロウニンらの生死の確

証を得んとした。そして、八月一日（九月七日）、附近を通りかかった高田屋親世丸を襲い、船主嘉兵衛ら六名を捕えてカムチャツカに連行した。

註

- (1) リコルドの『日記』の邦訳は、ゴロウニン著、海軍省軍令部訳『日本幽囚実記』、聚芳閣、大正一五、三八八～四八三頁にある。ここは、同書、三九六頁。
- (2) 同書、三九八頁。
- (3) 実際は、このトレスキン書簡にもついたりリコルド自身の「国後島長官宛書簡」（同書、四〇〇～四〇二頁）が提出されたと思われる。なお、当時の国後島長官は同島詰調役並大田彦助であった。
- (4) 同書、三九九～四〇〇頁。
- (5) 「与茂吉口書」文化九年八月付は、『通航一覽』卷三二〇、八の二〇三～二〇七頁。
- (6) リコルド『日記』、四〇六頁。
- (7) 漂流上陸次第については、『通航一覽』卷三〇七、八の五～一〇頁。
- (8) 「五郎次口書」文化九年八月付、『通航一覽』卷三〇九、八の三五～四三頁。

六、高田屋親世丸捕虜の帰還

文化一〇年五月二六日（一八一三年六月二二日）、リコルドはチャナ号を率い、高田屋親世丸捕虜、船主の高田屋嘉兵衛・水主の金蔵・平蔵の三人を乗せ、国後島センベコタン沖に到着した。この送還目的は、日本側に捕えられているゴロウニンの返還願いを、嘉兵衛を仲立ちとして達せんがためのものであったことは、周知の通りである。

五月二六日、リコルドはまず金蔵と平蔵とを上陸させ、その来航趣旨を日本役人に伝えさせた。当日、金蔵らを取調べた松前奉行支配役並増田金五郎・太田彦助は、五月二九日付の松前奉行への報告の中で、次の如く述べている。⁽¹⁾

此度渡来仕候趣意は、去々年被召捕候彼国之ものとも御帰しの儀奉願度罷越候旨にて、嘉兵衛江も俱に相願呉候様毎度申聞候趣、粗承罷在候処、……右之趣……船長（リコルド）並嘉兵衛よりも申含、当所詰合江申立候様申聞、上陸仕候、

翌五月二七日、リコルドが嘉兵衛に託して国後島長官宛に差出した書簡にも、次の如くある。⁽²⁾

予の上頭の官人ゴロ、イン、其、余、一、同、帰、国、の、義、拜、願、相、願、度、……に、付、此、処、へ、も、罷、越、候、義、に、御、座、候、

さて、リコルドとの応接のため、松前奉行服部備後守貞勝は吟味役高橋三平・柑本兵五郎を国後島に派遣、かれらは六月一九日、国後島に到着した。その翌日高橋三平らの取調べに対し嘉兵衛ら三人が差出した「口書」にも、次の如くある。

此度渡来之始末は、去々年被召捕候彼国之ものとも御返之儀奉願度、嘉兵衛よりも口上相添願呉候様申之、

リコルドの渡来目的が、嘉兵衛を仲立ちとしてゴロウニンらの返還を求めることにあつたことは明らかである。しかし、今回のリコルドの渡来目的には、その背後に日露国交樹立のことがあつた。先にも引用したリコルドの国後島長官宛書簡には、次の如くある。⁽⁴⁾

且又、古今来、接境の親交を堅くし、互に福礎を堅くいたし、度存候に付、此処へも罷越候義に御座候、

また、リコルドが嘉兵衛送還を決意するに至つた事情について、リコルドがその『日記』に書いている部分にも、次の如くある。⁽⁵⁾

余も考ふるに、彼が安全に日本に返る事を得たる後、我が同僚の厄を救ひ、以て両国の調和を計り、通商貿易の条約をも為すことを得るなれば、余は断然イルクーツク府総督よりの答書をまたずして嘉兵衛を日本に護送することに一決したり。

さらに、五月二八日(六月一四日)リコルドが高田屋嘉兵衛に託し、国後島長官宛に差出した「第二の書簡」にも、次の如くある。⁽⁶⁾

我政家之実意といたし候処、常に魯西亜国之周廻接境之土地、其間総て和睦親懇を結約いたし、度心底に候、

一方、高田屋嘉兵衛を仲立ちとして、ゴロウニン事件の解決を図ろうとしたことは、日本側においても同様であつた。五月二六日、金蔵と平蔵が最初に上陸した時、日本側ではかれらから事情を聞くとともに、その夜はかれらを会所の土手外に留め置き、翌日、兼て用意されていたゴロウニン返還条件を示した「魯西亜人江の論書」⁽⁷⁾をリコルドに届けさせようとした。しかし、同日、嘉兵衛が上陸したので、この「論書」をかれに託し、金蔵と平蔵は会所に引取つた。その後、嘉兵衛はチャナ号と会所の間を往復し、その調停にあつた。六月一九日、松前より吟味役高橋三平・柑本兵五郎・ゴロウニンの部下の水兵シーモノフらが到着してのちも同様であつた。嘉兵衛は、リコルドがゴロウニン返還条件たる先の文化魯寇事件のロシア側の釈明書を取りに、六月二四日(七月九日)オホーツクに向つて国後島を出帆するまで、両国間の接渉役をつとめた。

なお、日本側もリコルドの渡来が、ゴロウニンらの返還要求だけでなく、日本との通交・通商の要求を持っていたことを承知していた如くである。リコルドが国後島を離れた六月二四日付で、吟味役高橋三平は松前奉行服部備後守に御用状を送っているが、その御用状別紙の中で、高橋は次の如く言っている。⁽⁸⁾

此度渡来之船長イリコルド、嘉兵衛説話之中にて、カムサツカ刃窮し候場所ゆゑ何とそ、交易御差ゆるし有之候へは、世界之品は御好次第持渡り可申、尤損得に拘り候儀も無之候間、取成具候様には相成間敷哉にも、物語仕候も有之候、しかし、ロシア側の日露国交・通商関係樹立の要望は、高田屋嘉兵衛ら帰還のこの時点では表面化しなかつた。ゴロウニンら返還のことがまず第一の課題であつたからである。高橋三平は、同じ御用状別紙の中で、次の如く証言している。⁽⁹⁾

嘉兵衛相答候には、先年被召捕候ゴロウニン以下之ものともを御帰し之儀を願ひ候故、右等之事（通交・通商の事）杯申出し候儀は難相成旨、及挨拶置候儀も有之候よし、

こうして、日露通交・通商問題は嘉兵衛ら帰還の時点では表面化することなく終つたのである。

註

- (1) 『通航一覽』卷三二〇、八の四六頁。
- (2) 原喜覚『高田屋嘉兵衛と北方領土』、ぎょうせい、昭五二、五一～五二頁。
- (3) 「高田屋嘉兵衛外二人口書」文化十年六月付は、『通航一覽』卷三二一、八の六五～六八頁。
- (4) 原、前掲書、五二頁。
- (5) リコルドの『日記』（『日本幽囚実記』、海軍軍令部訳、所収）四三二頁。
- (6) 原、前掲書、五三頁。
- (7) 「魯西亜人江の教諭書」（文化十年三月十六日、松前奉行服部備後守より勘定奉行柳生主膳正へ進達）は、『通航一覽』卷三二〇、八の四三～四四頁。
- (8) 「文化十癸酉年六月廿四日、高橋三平より服部備後守に贈る御用状別紙」、『通航一覽』卷三二一、八の五八頁。
- (9) 同書、同卷、同頁。

七、摂津歎喜丸漂流民久蔵の帰還

文化一〇年九月一六日（一八一三年九月二七日）、摂津歎喜丸漂流民のうち脚部の凍傷のためオホーツクに残留した安芸の久蔵は、ゴロウニン受取りのため来航したチャナ号で箱館に入港した。チャナ号艦長リコルドは、ゴロウニンら解放の条件たるイルクーツク知事トレスキンの「フヴォストフ乱暴事件の弁明書」・およびオホーツク長官ミハイリイヴァノヴィチリミニツキーの「松前奉行宛書簡」を携え、ゴロウニンら受取りのため来航したのである。

しかし、リコルドは久蔵を伴い来たったことについて、その『日記』の中で何も触れていない。久蔵は、他の歓喜丸漂流民の場合のように日露交渉の要員として送還されて来たものではない。今回の渡航にあたってリコルドは、仙台若宮丸漂流民のロシア残留者石巻善六、ロシア名ピョートルリステフアノヴィチキセリョフを通訳として連れていた。また、日露交渉仲介者としては、かの高田屋嘉兵衛があった。

ところで、久蔵自身は、ロシア側がかれを送還するに至った事情について、その漂流記『魯齊亜国漂流聞書』の中で次のように述べている。⁽¹⁾

扱て、ヲホツカより七人之者⁽²⁾を先達て日本へ差戻し候処、私を差戻不申ては、前方より日本箱館に留被為置候彼国之七人を御戻し不被成故、私を日本へ戻可申に付、後に戻り候様申聞遣、イルクウツカより跡へ送り戻し申候、へウラリメイセツと申す月文化十年酉正月、ヲホツカ迄戻り申候、

久蔵を帰国させなければゴロウニンらは解放されないというのは、他の史料の傍証を得られない。文化一〇年七月三〇日(一八一三年八月一三日)久蔵がオホーツクを出帆する以前、ゴロウニンら解放の条件は同年六月の国後島での高橋三平・リコルドの交渉時に日露間で合意が成立していた。

しかし、久蔵を送還するため、当時イルクーツクにあったかれを、オホーツクに戻らしめたのが、同年一月(ロシア暦二月)であったことを考える時、久蔵の言うところは、その送還理由の一端を伝えているように思われる。リコルドが箱館入港の翌日、九月一七日(九月二八日)に嘉兵衛を通じて差出したオホーツク長官ミニツキーの松前奉行所高橋三平・柑本兵五郎宛書簡には次の如くある。⁽³⁾

甲丹必レイテナントーイリコルツ未だ此地に到着不仕以前(一八一三年七月二四日、文化一〇年七月一〇日)、私よりイルコルツカの鎮台江、去る一八一二年にイリコルツ、クナジリ島江往来之事、并高田屋嘉兵衛カムチャツカに罷在候儀申遣し候処、イルコーツカ鎮台より、態々役懸之者江、この地に療治のため相残し候日、本人京蔵(久蔵)を、日本江送戻すべき命書を持せ、且又イルコーツカ鎮台より松前御奉行所江隣境之睦き且接境好みの験迄に、音物と懇親之書簡とを持せ、私共差越申候、

つまり、リコルドがゴロウニン解放条件について日本側と交渉を遂げオホーツクに帰航する以前、イルクーツク知事トレスキンは久蔵の送還と松前奉行所に贈物と懇親の書簡を届けるよう指示したというのである。ミニツキーの書簡には、続いて次の如くある。⁽⁴⁾

魯西亜政家、日本人江懇至之主意に於ては、日本人幸大夫之時より此度相送候キヨゾヲまで、魯西亜国之地方江不幸を以て致漂着候節、日本人を相救候事にて、其方高貴諸君承知被下候事と奉存候、……、予等右之通、高貴諸君江申上候者……、唯此方之士を無遅引御引渡被下候様、予か願を重くいたし度而已に御座候、

久蔵の送還は、ロシアの懇意の現れであり、その点に鑑みゴロウニンらを引渡されたいとしている。久蔵自身の言う如く、かれを返さないならば、ゴロウニンは解放されないというのではないが、ロシアの久蔵送還の目的は、ゴロウニンの遅滞なき解放を望むロシアの態度を示すことであつたのである。

こえて九月一九日（九月三〇日）、リコルドが箱館沖之口において高橋三平と面会の際に差出した「トレスキンの松前奉行宛書簡」にも、次のように見えている。

帝王（アレクサンドル一世）、私に被命候は、右之日本人（与茂吉らとホウヲシトフ捕へ戻り候を取上置日本人すなわち五郎次）を差戻し、并ホウヲシトフ我儘なる仕業を明弁し、此序に甲必丹ゴロウイン同伴之者と俱に御戻し被下候儀を、相願候との儀御座候……、

予……兵器少き小船を……松前之大鎮台江差遣候……右船江去年中相捕候船主并日本人四人蝦夷人一人、及びカムチャツカに助命せしもの共の中より病氣に依てヲホツカに残置候日本人一人（久蔵）を上陸為致、且は此懇親之書簡并贈物金製之時計一并赤色之カゼシル十尺を呈候……、若願くば御請被下度、唯貴方と接境の敬を表し候驗御座候、

この「トレスキンの書簡」は、一八一三年五月三日（文化一〇年四月一五日）付のもので、リコルドが高田屋嘉兵衛らを送還し、ゴロウニン解放条件について日本側と交渉を遂げたことを未だ知らない時のものである。すなわち、リコルドはイルクーツク知事と相談することなく、嘉兵衛らを送還したのであつた。こうした情況の中で、トレスキンは先に歓喜丸漂流民与茂吉らと択捉島番人五郎次を送還したが、今、さらに嘉兵衛らと久蔵を送還する、これはロシアの日本への懇意の験であり、もつてゴロウニンを解放されたいと要望しているのである。

ともあれ、箱館におけるゴロウニンの解放交渉は妥結し、九月二六日（一〇月七日）、箱館奥の番所でゴロウニンはロシア側に引渡された。これと引換えに、久蔵も日本側へ引渡された。久蔵の引渡しについて、ゴロウニンはその『手記』の中で、次の如く述べている。

本艦ヂアーナ号迄我等を乗せ来りたる奉行よりの小舟は、要務を了りて海岸に漕ぎ返らんとする時、リコルツはアホーツスク港より護送せる一名の日本人を其小舟に便乗せしめ、日本官吏に引渡せり。リコルツは初めエドモ港に於て其日本人を同港の日本官吏に引渡さんとしたれども、請受けざるが故に、不得止此処まで連れ来りて今引渡すことになれり。

リコルドにとっては、久蔵の送還は単なる漂流民送還であり、その引渡し場所はエドモ(室蘭)でもどこでもよかつたのである。

さて、リコルドの箱館渡来目的は、先の高田屋嘉兵衛の国後島への送還時と同様、ゴロウニンらの解放ばかりでなく、その背後に對日修交のことがあつた。ゴロウニンら受取りの前々日、九月二四日(一〇月五日)に、ゴロウニンはリコルドと対面したが、その時のリコルドの発言について、ゴロウニンは次のように記している。⁽⁸⁾

リコルツはイルクーツスク府総督の日露境界を確定し隣交を修めんとの意見を伝えたり。

しかし、ゴロウニンはこうした交渉を始めるならば、帰国の時期が遅れるであろうとして、修交問題には触れぬよう提案した。ゴロウニンは次のように言う。⁽⁹⁾

余は当時日本の外国に対する政略方針を見るに、境界確定する等の件は容易に実行し難しと。……我等の此の対談は単に我等を放還するの件に止まり、他の事に及ぼさず。故に今特に境界のことを奉行に申出るも、中央政府よりの命令なき以上は答を為し能はざるならん。若し中央政府よりの回答を得んとするには……冬を越さざる可からず。……日露修好条約を結ばんこと、実に容易の事にあらざ。……以て終に其談判を為す事を停止せり。

日本側でも箱館における交渉では専らゴロウニンら解放のことに終始し、その他のことには触れなかつた。そして、九月二六日(一〇月七日)箱館奥の番所におけるゴロウニンら引渡しの際、「ロシア人への論書」⁽¹⁰⁾および「吟味役よりの示諭五か条」⁽¹¹⁾を示し、事の落着を図つたのである。「ロシア人への論書」には次の如くあつた。

異国と新に通信并互市を始むる事、我国中掟を以許さず、この事に於ては、長崎に於て其国の使節来りし時、其詳なる事を諭せり、日本地方近くは論なく、蝦夷諸島にても、若し異方の船近き所に來る時は、則銃丸を以て打払ふこと、是我官理地の嚴命にして、毎も変革することなし、依之後來今の事を以て、若し他事に託し、通信の欲情を以て推して來る時は則幸なきに至り、又是を以て害に至らん、

すなわち、ゴロウニンらの解放にあたり、その背後にある日露通交・通商問題について、あらためて(1)わが国は外国と通交・通商

をしないのが国法であること、(2)異国船のわが国に近よるものは打払うこと、(3)他事に託し渡来することを禁ずる、の三原則を示したのである。「吟味役よりの示諭五か条」は、以上の三か条に加えて、(1)キリスト教布教はわが国においては厳禁であり、ゴロウニンはこれをなさなかつたので帰国せしめるのであること、(2)ラシヨア島アイヌをしてわが領島を探らしめることを禁ずる、の二か条を示した。ここに、文化二年（一八〇五年）、レザノフの渡来時に幕府が示した対外政策方針の貫徹を見ることができ(12)る。

註

- (1) 木崎「安芸の久蔵の『魯齊亜国漂流聞書』」〔鹿児島大学史録〕四、昭四六、一六〇～一六一頁。
- (2) 摂津歎喜丸漂流与茂吉ら六人と文化魯寇捉提島捕虜五郎次の計七人。
- (3) 「ミニツキー書簡」一八一三年七月三〇日付、『通航一覽』卷三二三、八の八二～八六頁。
- (4) 同書、同卷、八五頁。
- (5) 「トレスキン書簡」一八一三年五月三日付、『通航一覽』卷三二三、八の八六～九〇頁。
- (6) 高田屋親世丸捕虜、嘉兵衛・吉蔵・金蔵・平蔵・文次郎・シベツアイヌのシトカカ六人。
- (7) ゴロウニン『日本幽囚実記』、海軍軍令部訳、三七五頁。
- (8) 同書、三六五頁。
- (9) 同書、三六五～三六六頁。
- (10) 「松前奉行服部備後守貞勝より之魯西亞人への論書」文化一〇年九月二六日付、『通航一覽』卷三二四、八の二〇一～二〇二頁。
- (11) 「松前奉行所吟味役高橋三平・柑本兵五郎よりの示諭五か条」文化一〇年九月付、『通航一覽』卷三二四、八の二〇三～二〇四頁。
- (12) 文化三～四年の「文化魯寇事件」および文化八年の「ゴロウニン国後渡来」の直前の二度、ラシヨア島アイヌの捉提島渡来のことがあった。この渡来は日露紛争の前触れと考えられたのである。

八、薩摩永寿丸・尾張督乗丸漂流民の帰還

文化一三年七月七日（一八一六年七月一九日）、ロシア船聖パウエル号船長ヲフセンロミハイロヴィチリスレドニーより端船を与えられた薩摩永寿丸・尾張督乗丸漂流民五名が、捉提島東北端海岸に帰着した。永寿丸の船頭喜三左衛門・水主の角次・佐助と、督乗丸の船頭重吉・水主の音吉の五名である。かれらは、上陸地点で二夜野宿、捉提島北端のアトイア岬を迂回して、七月九日シベトロ番屋に到着、役人に収容された。

ロシア人が、かれらを送還してきた理由について、『通航一覽』の編者は、かれらの「口書」を収録するにあたり、次の如く前書

きしている。⁽¹⁾

護送の船長スレスニなるもの、よく漂民を撫育し、蝦夷海に送来、端舟を与へて本船日本に近つかさりしは、これ文化十年、クナシリ島に於て、⁽²⁾松前奉行及び吟味役より、再渡の船長イリコルツ及び俘囚ゴロウイン等に諭せし数条の内に、以後日本に近づくまじき旨等の諭旨、かの国に行届き、今度日本に着岸せさりしものか、察しかたし、以往漂民を送こせしは皆かれに要する事ありてなり、今度の護送はしからず、猶考証に就て察すべし、

まず、薩摩・尾張漂民送還の聖バヴェル号が陸地に近寄らなかつたのは、濃霧のためであり、⁽³⁾文化一〇年九月の箱館における「魯西亜人への諭書」の趣旨がロシア側に徹底していたためではないことは、『通航一覽』の編者が疑っている通りである。しかし、その漂民送還が従来の送還と異なり「何の要することもなく」なされたのではない。その送還に至る事情には、次の如きものがあった。

さて、文化一〇年九月一七日（一八一三年九月二八日）、リコルドが箱館入港の翌日、松前奉行所に差し出したオホーツク長官ミニックキーの書簡には、⁽⁴⁾

魯西亜と接境之結約を被立候は、浦々の土人を安し、且は其近海の船路商賈之徒も相安し可申候、

等の日露国境画定のことに触れるところがあつたが、ゴロウインらを引渡した翌日、九月二七日（一〇月八日）、松前奉行服部備後守は勘定奉行柳生主膳正・安藤弾正少弼に対し「ゴロウイン引渡報告書」⁽⁵⁾を送り、その中で

ヲホツカより差越候書面之内、重而漂流人有之差送候節、境界之儀如何可致哉之趣申越、
と上申した。

こえて九月二九日（一〇月一〇日）、リコルドは箱館を出帆するに当り、イルクーツク知事トレスキンの「感謝及び懇親之書簡」⁽⁶⁾を差出したが、その中に次の如くあつた。

扱又両国人親懇結約之為、常に不動之福基を立へき所之陸敷応対には、雙方より何れの時に至り可申哉、其時節御差函之儀、予君に相願候間、甲必丹イリコルツを経て、予に御答被下度存候、

ゴロウイン事件解決の時に至つて、かねての日露友好条約締結の要望をリコルドは明らかにしたのである。同日、リコルドおよびゴロウインから松前奉行所吟味役高橋三平・柑本兵五郎宛に「書簡」⁽⁷⁾が送られ、次のような要望が示された。

ケ様に時節も後れ、我等此処に御答を相待候事も不被仰付候付……、出帆仕……、乍然、明年六月七月之中、兵器無之小船エトロフ島之北部、去る千八百十一年、官船ヂャナ、クリ、ツケ人アリキセイを請取候処之辺（アトイア岬）⁽⁸⁾に見え可申候間、其節何卒蝦夷を以、右御答書被下置度、謹て奉願上候、

この要望に対し、松前奉行服部備後守は一〇月六日、勘定奉行柳生主膳正・安藤少弼を通じ若年寄堀田正敦に次のような「伺書」⁽⁹⁾を送った。

右接境を相定候儀は……兎角互市之儀を差狭、睨とは表し不申候得共、唇齒之間を不離、交易之意味を相合候文底にも相見候……間、御国法万古不朽仕候様いかにも御嚴重に示し被置候外は無御座哉に奉存候、乍去……、一体人情之儀も本邦杯には表裏仕、意外を好候へは、永年之内には又々変革仕候儀も可有御座哉難計、蝦夷地之儀は隣候国界にも有之候へは、漂流人請取渡、一片之場は、島々之内に御定被置候程之甘きも御座候は、却而向後手をかへ品を替渡来仕候儀も有之間敷哉、併不容易之儀にも御座候間、御内慮相伺候、

交通・通商のことは従来通りこれを禁するが、漂流民を千島の一島で受けとることにしてはどうかという「伺書」である。これは、「漂流民の送還はオランダ船によるべし」とした文化二年レザノフに示した方針の変更を意味し、日露国境を画定するという新事態を意味するものであった。「漂流民の送還はオランダ船によるべし」との従来の方針については、同「伺書」下げ札に次の如くある。⁽¹⁰⁾

在留魯西亞人とも申聞候は、紅毛魯西亞とは唯今敵国に付、漂流人等彼国之船江御引渡相成候而は、何とも迷惑之趣、在留申聞候儀御座候、

この「伺書」に対し、若年寄植村駿河守を通じて、文化十一年一月二日、幕府は次の如く指示した。⁽¹¹⁾

彼国より申越候接境を定、応対仕度由者、則通信通商に相当、難成段者申迄も無之候、国境を立候儀はエトロフを限り、かの国はシモシリを限りと相心得、その間に有之島々（ウルップ・ヤンケチリホイ・レブンチリホイ・マカソルルの四島）江者、雙方より人家を差置間敷、もしかの国よりエトロフまで罷越候は、打払ひ候段可申遣候、

漂流人請取渡、一片之場所は、島々の内にて定置候程甘き有之可然旨被申聞候得共、右は兼而之申論に齟齬いたし、送越方無之候は、不及差帰旨申聞候者可然儀に候、乍去、島々引統候国柄に候得者、右程の事は弛め置候方、却て以後の渡来を絶候筋にも可

相成哉に付、若当夏罷越候節、此方之漂流人送越し方之儀承合候は、ウ、ル、ツ、プ、ま、て、送、帰、候、儀、者、勝、手、次、第、之、旨、相、答、彼、方、よ、り、不、申、聞、候、は、は、此、方、よ、り、起、し、候、て、申、候、に、は、不、及、候、

また、同月二十九日付の老中牧野備前守より若年寄植村駿河守を通じての松前奉行への「漂流人請渡しの事」⁽¹²⁾にも、次の如くあつた。

漂、流、人、請、取、渡、之、儀、ウ、ル、ツ、プ、は、空、島、に、付、双、方、よ、り、右、島、ま、て、差、送、候、而、者、当、人、難、儀、可、致、段、一、応、尤、之、筋、に、有、之、候、得、共、た、と、へ、シ、モ、シ、リ、ラ、ソ、ワ、人、た、り、共、エ、ト、ロ、フ、ま、て、罷、越、候、儀、は、不、宜、決、し、て、寄、附、申、聞、敷、候、筋、に、候、間、や、は、り、ウ、ル、ツ、プ、迄、送、り、候、様、申、聞、せ、可、然、候、此、処、断、然、と、無、之、候、而、者、隔、絶、之、趣、意、難、立、候、尤、か、ら、島、江、放、し、遣、候、事、は、無、理、な、る、様、に、は、候、得、共、船、を、仕、立、食、物、等、相、応、に、取、入、あ、た、へ、候、は、い、か、様、に、も、致、し、立、帰、候、儀、可、相、成、候、勿、論、此、方、よ、り、の、漂、民、は、不、及、差、返、旨、申、渡、候、程、之、事、候、間、右、之、通、離、れ、島、へ、送、越、候、儀、難、成、候、は、い、帰、し、候、に、不、及、候、此、方、へ、漂、流、の、も、の、は、ウ、ル、ツ、プ、江、向、船、を、突、放、候、段、為、申、唱、可、然、事、

すなわち、接境を定め応対することはできないが、漂流民送致の場合はウ、ル、ツ、プ、ま、で、と、す、る、と、い、う、新、し、い、方、針、が、打、出、さ、れ、た、の、で、あ、る。そうすることにより、ロシア船のわが国への渡来の口実を防ぎ、隔絶之趣意もなり立つと考えた。もつとも、従来のロシアへの申渡し「漂流民送還はオランダ船によるべし」との矛盾については、漂流民を送り帰すに及ばずとの原則を示した。

こうして、先の文化魯寇事件ののち、文化四年二月九日に出されていた「ロシア船打払令」⁽¹³⁾猶子の指令が、文化十一年三月一日に出され、リコルドが言い残した日露懇親条約交渉船の渡来に備えての準備がなされた。松前奉行支配吟味役高橋三平も三月二日箱館出帆、六月八日択捉島に到着した。しかし、ロシア船は五月二四日に姿を見せず立ち去ったあとであり、接触することはできなかった。⁽¹⁵⁾のち文政元年(一八一八年)夏、幕吏飯田五郎がウ、ル、ツ、プ、島、へ、派、遣、さ、れ、た、時、次、の、如、き、ロ、シ、ア、人、の、残、し、た、書、を、見、出、し、た。⁽¹⁶⁾

一八一四年(文化十一年)択捉島北部に至りしも、答書を携えた日本人を見ず、故に空しくオホーツクに帰る。

この文化十一年五月二四日択捉島ビンネベツ沖に姿を見せたロシア船は、聖ポリススィイグレープ号であったと思われる。⁽¹⁷⁾薩摩永寿丸漂流民は一八一五年七月中旬、日本へ送還さるべくカムチャツカからオホーツクへ送られてきたが、その時、かれらは同港で「前年日本に渡船した」この聖ポリススィイグレープ号を見た。⁽¹⁸⁾

薩摩漂流民は一八一五年八月五日(文化十二年七月二二日)スレドニー航海士の率いる聖バヴェル号でオホーツク出帆、八月二二日

二十八日（八月一日～七日）択捉島近海に至った。しかし、強風と濃霧で上陸を妨げられ、空しく一〇月三日（九月一三日）ペテロパウロフスクに乘戻った。⁽¹⁹⁾この航海の目的は、イルコーツク知事トレスキンから松前奉行宛の「第二の書簡」を漂流民らをして日本役人へ届けさせることであつたと思われる。薩摩漂流民の漂流記『漂海紀聞』には、次の如くある。⁽²⁰⁾

船中にイルコフツカより日本に差上る書面もあれば、来年は是非とも当所に再渡来すれば、其節間違なく同道上陸いたさすべしといふ故に、是非なく又乗戻す、

薩摩漂流民が届けるはずであつたトレスキンの「第二の書簡」とは、次の如きものであつた。⁽²¹⁾

日本国に対する平和的友誼的気持を新たに表明し、遭難した日本帝国臣民を博愛の精神を以て救助し扶養し、送還するものである。

ペテロパウロフスクに乘戻つた薩摩漂流民は尾張督乗丸漂流民重吉らと会い、翌文化一三年六月初め、ともに聖パウエル号で同港発、帰国の途についた。かれらは、六月二十八日、択捉水道でロシア人から端船を貰い離船した。濃務のため本船が陸地に近附けなかつたからである。漂流民らはその後ウルップ島に流れ付き、七月七日、択捉島東北端に渡り、七月九日、シベトロ番所に帰着した。

かれらの帰着後、その取調べに當つた調役下役村上貞助は、「漂流人共相咄候儀別段書留置奉差上候書付」の中で、次の如く述べている。⁽²²⁾

イルコーツカより之書面……、二通御座候由、何方にて差出候ても、其節右船頭（スレドニー）より書添仕、三通にいたし差出候旨申居候……、書面初には漂流人共江相渡差越候様申居候処、アトイヤにて相別れ候節相渡不申候、大方当秋帰帆之節再渡来可仕儀に奉存候、

トレスキンの「第二の書簡」は薩摩漂流民らに渡されず、かれらの帰還は単なる放還に終つたのである。ロシア側では一八一六年一月一〇日（文化一三年一〇月四日）付で、シベリア総督イヴァン・ポソヴィチ・ペステリは、ネッセリローデ外相に対し、⁽²³⁾

漂流日本人を送還し、トレスキンの書簡を日本側に届け、ロシア船が二度も空しく通つたことをかれらに伝えさせること、

についての許可を求め、同年二月三日（日本暦十一月一七日）、ロシア閣僚委員会がこの許可を与えた時には、すでに当の薩摩・尾張漂流民は帰国し、松前を経て江戸霊岸島の蝦夷会所にあつた。こうした行違いを考えれば、薩摩・尾張漂流民の送還にはロシア出先機関のかなりの自由裁量という側面もあつたと思われる。特に尾張漂流民の場合、イギリス船でカムチャツカに送られ、イギリス側

の扶養で同地に滞在したのであるから、その送還にはこの自由裁量という色彩が強く感ぜられる。

ともあれ、薩摩・尾張漂流民の送還は、ロシア側にとってはゴロウニン事件落着後の日露友好条約締結問題交渉の場を掴むためのものであり、日本側にとっては千島方面の日露国境画定の機会となるはずのものであった。しかし、実際には事の行き違いにより、そのことは実現せず、日露国境画定は安政元年二月（一八五五年一月）の下田条約まで持越されたのである。

註

- (1) 『通航一覽』卷三二一、八の二二三頁。
- (2) 実際は、クナジリ島ではなく箱館。
- (3) 木崎校訂『漂海紀聞』、鹿児島大学教養部歴史研究室、昭四〇。
- (4) 『通航一覽卷』三二三、八の八四頁。
- (5) 「ゴロウニン引渡し報告書」、『通航一覽』卷三二四、八の九九頁。
- (6) 「トレスキン懇親之書簡」一八一三年五月三日付、同書、同卷、八の一四〇―一四五頁。
- (7) 「リコルドの高橋三平宛書簡」一八一三年一月一日付、同書、同卷、八の二一五―二一六頁。
- (8) ゴロウニンらと一緒に捕えられていたラシヨア島アイヌ、ヲロキセのこと。
- (9) 「服部備後守御用状」文化一〇年一月六日付、同書、同卷、八の二二一―二二三頁。
- (10) 同書、同卷、八の二三頁。
- (11) 同書、卷三二五、八の二一九―二二〇頁。
- (12) 同書、同卷、八の二二二頁。
- (13) 「文化四年魯船打私令」、同書、卷九五、七の三六八頁。
- (14) 「同右猶予令」、同書、卷三一五、八の二三三頁。
- (15) 同書、同卷、八の二二七頁。
- (16) 平岡雅英『日露交渉史話』、筑摩書房、昭一九、二五七頁。
- (17) ファインベルグ『日露関係、一八九七―一八七五年』、モスクワ、一九六〇、一一二頁。小川政邦訳『ロシアと日本』、新時代社、昭四八、一四五頁。
- (18) 『通航一覽』卷三二一、八の二二三頁。
- (19) 木崎校訂『漂海紀聞』、木崎『永寿丸魯西亜漂流紀』、明玄書房、昭五七などの記事参照。
- (20) 同右、なお、『通航一覽』卷三二一、八の二一九頁。
- (21) ファインベルグ、前掲書、一一三頁。邦訳一四八頁。

(27) 「村上貞助書付」文化一三年七月付、木崎『永寿丸魯西亜漂流紀』二〇八―二一三頁。なお、『通航一覽』卷三二一、八の二二八頁。
 (23) ファインベルグ、前掲書、一一三頁。邦訳一四七頁。

九、越後早川村漂流民の帰還

天保七年七月二五日（一八三六年八月二四日）越後早川村漂流民が、ドミトリーロイヴァノヴィチロロフ少尉の指揮する露米会社の船ウナラスカ号で、択捉島フレベツ沖に到着、放還された。水主の次郎右衛門・伝助・長太の三人である。

ロシアによる漂流民送還は、文化一三年（一八一六年）の薩摩・尾張漂流民の送還以来二〇年ぶりのことであった。ロシアはゴロウニシ事件の落着以来、ナポレオン戦争後の国内再建のこともあり、その東方進出を鈍化させていた。一八一六年には、イルクーツクにあった日本語学校も、その成果があらぬことを理由に閉鎖されていた。⁽¹⁾一八一八年には露米会社の支配人で、尾張督乗丸漂流民を世話したこともあるアレクサンドルリアンドレエヴィチリバラノフが死に、その積極的な活動も弱まりつつあった。その上、太平洋方面におけるアメリカ・イギリスの活動の活発化により、露米会社の活動は圧迫され、その戦線も後退を余儀なくされた。一八二四・二五年には、ロシア対英米協約によって、そのアラスカ植民地の領土を削減させられた。

しかし、一八二五年一二月即位したニコライ一世の治世下に入ると、ロシアは西方でバルカン進出を積極化するとともに、東方でも新しい動きを示した。一八二八年には、ロシアはウルップ島に五〇人の移民を送り、ラッコ猟を行わしめた。また、在来のおホーシクにかわる日本への通航に、より便利な港の発見にも乗り出した。すなわち、一八三〇年頃からヤクーツクよりウダ川に出てアルドン湾に至る探検も行われ、一八三三年にはアヤン港が発見された。同じ頃、黒竜江方面への探検も進められた。⁽²⁾

さて、早川村漂流民については史料も少く、その帰還事情等についてもはっきりしないが、かれらがその漂着したハワイからオホーシクへ送られてきたのは、ロシアが再びその東方での活動を活発化しつつあった一八三四年（天保五年）七月頃のことであった。ロシアはここに再び日本との交渉の機会を探る目的で、早川村漂流民を送還することにした。一八三五年、ロシア政府は露米会社に対し、次の如き日本漂流民送還命令書を下した。⁽³⁾

- 一、船の指揮者は分別のある機敏な人物であること。
- 二、日本人は送還に際してはできるだけ丁寧^イに扱い、あらゆる必要なものを与えること。

三、かれらは自ら希望する場所に上陸させること、何らかの状況でその場所が発見不可能な場合は、より都合のよい最寄りの島へ着けること。

四、船の指揮者は日本当局と公式の接渉に入らないこと、たゞし、送還日本人との会話を通じ、またはかれらの上陸する土地の長官あるいは住民と会う機会があれば、われわれがよき隣人のならいとして、日本人の送還を急いだこと、それは、日本人に対するわれわれの友好的態度を示しており、またかれらの同国人が今後ともわれわれの植民地に着くようなことがあれば、常にもっとも好意ある接待を受けるであろうと話すこと。

五、あらゆる会話や質問に際しては極度に注意して、日本人の疑惑を招くようなことはいっさい避けること。

この「命令書」では、漂流民送還の目的が善隣友好のしるしであることが強調されて居り、日本政府との公式接渉ではなく、慎重に行動し対日交渉の可能性の有無を探ろうとするものであることが窺える。したがって、その送致先も「漂流民の希望するところ」とはいつても、日本本土ではなく、従来ロシアが漂流民を送り来たった北海道か、その「最寄りの島」であったことを想像させる。

こうして、早川村漂流民はオホーツクからシトカに送られ、天保七年（一八三六年）七月、シトカから北海道厚岸沖に着いた。しかし、日本側では文政八年（一八二五年）「異国船無一念打払令」が出されており、ウナラスカ号は陸上から砲撃を受け、漂流民を上陸させることができず、七月二五日択捉島フレベツ沖に至り、かれらを放還するに終った。

注

- (1) イルクーツク日本語学校については、ズギブネフ著、播磨櫓吉訳「露国に於ける日本語学校の沿革」(『史学雑誌』三三三の一〇)七九九頁。
- (2) 木崎「越後早川村漂流民」(『鹿児島大学史録』八、昭五〇)一七八～一八〇頁。同「下田帰還紀伊天寿丸漂流民について」(『史正』七、昭五四)八～一一頁。
- (3) ファインベルグ『日露関係、一六九七～一八七五年』、一一四頁。小川政邦訳『ロシアと日本』一四八～一四九頁。

一〇、越中長者丸漂流民の帰還

天保一四年五月二三日（一八四三年六月八日）、越中長者丸漂流民の生存者六名は、アレクサンドルニコラエヴィチリガヴリロフ少尉の指揮する露米会社の船プロムイスル号で択捉島フレベツ沖に着着した。長者丸の賄太三郎・船親父の八左衛門・水主の次郎吉

・六兵衛・七左衛門・炊の金蔵の六名である。

かれらは、その漂着したハワイのオアフ島からイギリス船で、天保十一年（一八四〇年）九月上旬、カムチャツカのペテロパウロフスクに到着した。翌天保十二年（一八四一年）七月上旬、オホーツクに送られ、先に越後早川村漂民を送還した一八三五年の送還命令書に従って、日本に返されることとなった。長者丸漂民送還命令書は、天保十三年（一八四二年）六月下旬に示達された^①。かれらは、オホーツクからシトカへ送られ、天保十四年（一八四三年）三月同所出帆、同年五月二日（六月六日）、北海道厚岸沖の大黒島付近に到着した。漂民たちは端舟二隻を与えられ、一端上陸したが人影を見ず、プロムイスル号に戻って、同月二三日（六月八日）択捉島フレベツ沖まで送られた。長者丸漂民の漂流記『時規物語』には、この送還について次の如くある^②。

元来ヲソダリ（君主、国主）よりはエトロップへ送り届候様申渡されたるを、ナチャニカ（長官、露米会社支配人か）^③にてはアツケシへ上陸いたさせ候へば、六人のため宜敷との申談に候へども、人家無之上はヲソダリ申渡されの通り、エトロップへ送届申べくと船頭申聞、

漂民の言う如く、ロシア側では従来の漂民送還の例に従い、択捉島をその送致場所として選んでいたように思えるが、ガヴリロフ少尉が厚岸において漂民を上陸させている点から考えると、先の早川村漂民の場合と同様に、その送致場所を択捉島とは限定せず北海道もしくはその周辺の島々とし、非公式に日本人と接触、日本との交渉の可能性の有無を探るため、長者丸漂民を送還してきたものと思われる。ガヴリロフは、漂民たちを本船に呼び戻したのち、通りかかった日本船を追跡させているが、こうした行動を見る時、いよいよその感を深くする。

さて、漂民のフレベツでの上陸時の模様について、同『時規物語』には次の如くある^④。

廿三日夕八時頃にも候哉、地方老里余りに相成候処、蝦夷船一艘漕来り近寄候故、此方より壇階子をおろし候、右蝦夷船に松前足輕小林朝五郎、エトロップ嶋請負人林右衛門の召使三吉・清蔵・又兵衛、外に蝦夷人三人都合七人乗組罷在候……、朝五郎、蝦夷船に有之硯箱を取寄、紙は船頭より乞受、六人の者を請取候趣相調……、船頭へ渡候……、其節……水を贈候時は此船を宮館へ廻し、公儀へ伺の上ならでは相成かたく、元来鉄砲にて打払可申と海岸の台場に用意有之、最早打放す迄に候へ共、拙者取計り指留置候、早々帰帆いたさせ可然と申候、

松前藩足輕択捉島詰小林朝五郎が訪艦して、漂民受取書を書き、打払いは指留にしてあるが早々に帰帆するようにと伝えたのである

る。長者丸漂流民帰還の前年天保一三年（一八四二年）七月に、「異国船打払停止の事」が布令されていたが、これは、異国船渡来時には異国人を上陸させず速に帰帆させるとの文化三年（一八〇六年）正月の「異国船渡来時扱方」⁽⁵⁾に復したものであった。プロムイスル号渡来時の小林朝五郎の行動は、よくこれに照応している。

ロシア側がこの「打払停止」の新令を知っていたらしいことは、長者丸漂流民の今一つの漂流記『蕃談』に、次のようにあることからも察せられる。⁽⁶⁾

放洋ノ前ニ吏胥ノ談ニ、茲次ハ日本必ス砲ヲ開カスト。客等恐ハ否ト云、其言ヲ疑フ。蝦夷ニ泊セントキ果シテ然リ。是ハ夷人既ニ本邦ノ新令ヲ熟知セルナリ。

もつとも、新令がどこまで守られているかについては、ロシア人も確信をもち得なかつたようである。『時規物語』巻五の末尾には、次の如く見えている。⁽⁷⁾

日本は外国の船を見受候へば、鉄砲を打候故、自然此方の船に鉄砲を打せ、船損候事有之時は、帝へ訴へ申さぬ事は成がたく、夫も数度になりては、国と国との争に相成候故、陸近く成候は、小船にて上り候へと申候。

こうして、長者丸漂流民はその日の夕方、ロシア人から与えられた小舟二艘に分乗して上陸、プロムイスル号は退帆した。当時、フレベツで風待ちしていた雇船江戸の田村丸沖船頭初三郎らの見聞口書に、次の如くある。⁽⁸⁾

皮橋船式艘江漂流人三人乗組、暮頃ニ上陸仕、尤異国人は老人も乗組不申候、右漂流人共異国船より乗離れ候得は追々沖合江乗出し、其内日暮におよび船嵩相見得不申、

ともかく、ガヴリロフは長者丸漂流民送還によつて、一応は日本側との接触もでき日露交渉について良き感触を得た。露米会社はこの報告を得て、一八四四年二月二五日、再びガヴリロフの指揮下にトゥングース号を択捉島に派遣することとし、同船は一八四五年七月二二日（弘化二年七月一日）フレベツに渡来した。⁽⁹⁾ 弘化二年八月二三日付松前志摩守昌広の幕府への届出書には、次の如くある。⁽¹⁰⁾

私領分東蝦夷地エトロフ嶋之内フウレヘツ……七月朔日午上刻頃……乾之方遠沖ニ異国船相見得……翌二日午之中刻、橋船一艘相下シ……水望候手真似致候ニ付、式斗入明樽五樽へ水ヲ入差遣……、翌三日午中刻頃……、橋船一艘相下し陸近く漕参り候ニ付、見分之もの小舟ニ而乗参り見分仕候処、異国人八人乗組様子相糺し候処、最前水入遣し候樽不残相戻、并……異国人持来候

小樽三ツへ水ヲ入遣し……、白米三斗五升入五俵差遣候処、……元船へ漕戻し異国船成之方へ向遠沖江艦行候内、及暮帆形も相見へ不申候、

ガヴリロフは、先の越中長者丸漂流送還時における択捉島役人の友好的態度を謝し、寄港地指定方を願ひ、もしすぐにその確答が得られないのであれば上司に請訓して欲しいとの書状を持ち、択捉島に再来したのであったが、右の報告書に見られる如く、十分な接触を持つ機会にも恵まれず薪水食料の補給を受けただけで日本を離れた。一八四五年一月二八日、露米会社本部はヴロンチュンコ蔵相に対し、この時の渡航結果を報告しているが、それには、もし政府の援助があれば、通商関係は開けるだろうとの期待が表明されている。⁽¹²⁾

註

- (1) ファインベルグ『日露関係』一一五頁。小川政邦訳、一四九頁。『時規物語』（『日本庶民生活史料集成』巻五、三一書房、昭四三）八六頁。
- (2) 『時規物語』、一四五頁。
- (3) 長者丸漂流に藩主への贈物として時計を贈ったアドルフ・エトリーン少佐。
- (4) 『時規物語』、一四六～一四八頁。
- (5) 『通航一覽』巻二八三、七の二一六頁。
- (6) 『蕃談』（『日本庶民生活史料集成』巻五）二九四頁。
- (7) 『時規物語』、一四二頁。
- (8) 『雇船水主口書』天保一四年六月二日付、『通航一覽統輯』巻一四八、異国部二、四の八四八～八四九頁。
- (9) ファインベルグ、前掲書、一一七頁。邦訳、一五一頁。
- (10) 『通航一覽統輯』巻二四九、異国部三、四の八六一～八六二頁。
- (11) 平岡雅英『日露交渉史話』、筑摩書房、昭一九、二九〇頁。
- (12) ファインベルグ、前掲書、一一七頁。邦訳、一五一～一五二頁。

一一、紀伊天寿丸漂流民の帰還

嘉永五年六月二四日（一八五二年七月二八日）、紀伊天寿丸漂流民のうち七名の者が、リンデンベルグの率いる露米会社船メンシコフ公号で伊豆下田港に到着した。楫取の長助・表仕の甚蔵・水主の太郎兵衛・与吉・清兵衛・浅吉・新吉の七名である。

ロシア人が天寿丸漂流を送還してきた目的は、一八五〇年九月中旬のロシア外務省アジア局長エルリゲーリセニャヴィンのニコライ一世に対する「上申書」の中に明らかである。そこには次の如くある。

ロシアは対日関係樹立のために、何度か日本人を(露米)会社の船で送還したが、これらの試みは、一つには外国人と通交しないという日本政府の態度、同時におそらく、これらの交渉が、(日本の)ごく小さな島の下級機関と行われたことによって、今日まで満足すべき結果をもたらしてはいない。

そこで、一八五〇年アメリカの船でペテロパロフスクへ届けられた六名の日本人(天寿丸漂流)を会社の船で日本の主要な島の一つに派遣し、会社植民地支配人の通商関係樹立を求める書状を日本当局に渡すことを同船の船長に依頼すること、そのために必要な経費を国庫から支出することが必要である。

すなわち、択捉島などの小さな島でなく、日本本州に漂流を送致して、日露通商関係樹立を図るというものである。これは、先の早川村漂流・長者丸漂流の送還の基本を定めた一八三五年の「漂流送還命令書」とは大きな違いがあった。一八三五年の「命令書」は、日本政府との公式接渉を避け、地方機関もしくは住民と接触し、対日交渉の可能性を探ることを命じたものであった。これに対し、今回の天寿丸漂流の場合は、日本政府と直接交渉を行うことを目標としていた。ただし、それは、ロシア国家の名においてではなく、露米会社支配人の名においてなそうというものであった。

日本の地方機関とではなく、中央政府と直接交渉に入る必要があることは、越中長者丸漂流が日本に送られた直後、一八四三年七月一〇日、海軍少将エウフィミールヴァシリエヴィチリップチャーチンがシベリア委員会宛に送った「上申書」の中で表明されていた。同年八月一六日、ニコライ一世はこれに同意を与えたが、対トルコ政策を先決とするネッセリローデ外相・国費の節約を主張するヴロンチュンコ蔵相・英仏との対立激化を憂えるチエルヌイシエフ陸相らの反対により、この計画の実行は延期となった。⁽²⁾

しかし、折からのアヘン戦争後におけるイギリスの強力なアジア進出、広東貿易の発展によるキャフタ貿易の衰微は、ロシアに東アジア政策強化の必要を痛感させていた。こうした中で、かのゴロウニン事件で活躍したリコルド提督は、一八五〇年八月一八日、海軍総司令官コンスタンチンニコラエヴィチ大公に「対日関係樹立に関する覚書」を提出して、自分を長とする対日使節団派遣を進言した。これに対し、ネッセリローデ外相はトルコ問題をめぐり緊張しつつある英仏との関係をさらに悪化させる危険のあること、また国家による正式な通商要求が拒否された場合の国家の威信の失墜が心配されることなどから反対した。⁽³⁾ この対日関係樹立の

必要性と、国家による正式の使節団派遣のいわば折衷案として提出されたのが、本項冒頭で示したロシア外務省アジア局長セニャヴィン案であった。こうして、天寿丸漂流民はセニャヴィン案にもとづき、露米会社の旗の下、日本本州の伊豆下田へと送致されたのである。

さて、天寿丸漂流民を送ってメンシコフ公号が下田に来航した時、葦山代官所では上手代の中村清八をロシア船に送り、その来航目的を尋ねさせたが、六月二八日付の「葦山御代官届」には、ロシア人の来航目的について、次の如くある。⁽⁴⁾

此度和蘭国、江通商、罷越候、ニ付、漂流、日本人、国地へ、可送届と為乗組、当四月廿三日（一八五二年五月二九日）ルセキ国出帆、当湊へ入津仕候儀ニ而、別段願筋無之、右之もの共早々受取有之度段申之、請取相済候上は、直様出帆仕度旨、船頭申立候由、右ニ付、日本文字ニ相直し候書面持参候間、当所出張役人頭へ手渡仕度相尋罷在候旨申立、

ロシア側は、今回の渡来にあたっては、対日通商関係樹立のことは表面に出さず、漂流民送還を正面に掲げたようである。この点においては、この天寿丸漂流民の送還は、ラクスマンによる伊勢神昌丸漂流民の送還の場合などと共通するものがある。

しかし、ロシア側は対日通商関係樹立の要求を隠してはいない。葦山代官江川太郎左衛門英龍は、同じその「届出書」の中で、ロシア人の言う「右ニ付日本文字ニ相直し候書面」について、次の如く述べている。⁽⁵⁾

然ル処、和文ニ相認候書面之儀は、此度漂流人送り候手寄を以て、此上国地通商之儀相願候書面之由、

この「書面」の日本側への伝達について、リンデンベルグは一八五二年一〇月一七日付の露米会社支配人ローゼンベルグ宛「報告書」の中で、次の如く言っている。⁽⁶⁾

間もなく、下田の長官が沢山の部下を率いて来たり、漂流民を尋問し船を調査した。リンデンベルグは彼らを船室に案内し、到来の目的を説明して会社支配人からこの町の長官宛書簡を持参したことを告げ返書を貰いたいと述べた。長官は日本国民の名において漂流民を送還してくれたこと、かれらがロシア滞在中に受けた親切を感謝したが、江戸からの特別の許可なくしては、書簡も漂流民も受け取れないと答えた。リンデンベルグの勧めで日本役人は書簡を見ることに同意したが、それを一寸見て、文字は日本語の如くであるがその意味が理解できないと言ひ、書簡を受け取れないので、写させて欲しいと言った。そして長官自らこれを書した。

すなわち、日本役人は書簡も漂流民も受取れないと返事をしたが、その書簡を書写したというのである。こうして、日本側はリンデ

ンベルグの渡来が漂民送還を名とする対日通商関係樹立のためであることを知ったが、先のラクスマン渡来の場合と同様、漂民問題を正面に据え、事に当った。先にも示した六月二八日付の幕府への「届出書」の中で、江川太郎左衛門は次の如く述べている。⁽⁷⁾

私異船へ罷越候を相待罷在候儀と存奉候間、私儀異船へ不罷越、其内御下知も相済候へ、可成丈請取不申心得ニ御座候、

ロシア人と接触せず、漂民もできるだけ受取らない方針であると上申したのである。そして、翌六月二十九日(ロシア暦八月二日)、小田原副長官がメンシコフ公号を訪れ、漂民も書簡も受取れない旨をリンデンベルグに伝え、直ちに退帆するよう求めた。なお、その際リンデンベルグに長崎へ廻航して漂民を渡すように暗示したという。⁽⁸⁾

日本側の漂民を受取らないとの方針について、思い起されるのは弘化二年(一八四五年)のアメリカ船渡来時の幕府の申渡しである。すなわち、その年三月に、アメリカ船マンハッタン号が阿波幸宝丸および下総仙寿丸漂民を、浦賀へ送還してきたが、その時、同船が純粋な漂民護送の捕鯨船であったこともあり、漂民を受取ることとし、その受取りに際し幕府が申渡した条である。そこには次のようにあった。⁽⁹⁾

此度之義は、全一時之取斗を以請取候条、向後仮令漂流人連越候共一切請取不申、嚴重ニ可取斗間、其旨急度相心得、夫々可申伝候、

天寿丸漂民を受取らないことにしたのは、この申渡しに従ったものと思われる。リンデンベルグはこれに対し、長崎へ廻航して漂民を渡すようにとの暗示は、自分たちの出発を早めようとする手段であると考え、「われわれは政府の命令なく長崎に行くことはできない。」と言って長崎行きを拒否した。しかし、一方、自分はこの下田に漂民を降すよう命令されているので、ここで漂民を降さざるを得ないが、日露関係を悪化させるつもりはないので、どこか他のところでそうするつもりだと返答したところ、日本役人はこれを拒否しなかったと、リンデンベルグは露米会社支配人ローゼンベルグ宛「報告書」の中で書いている。⁽¹⁰⁾

こうして、メンシコフ公号は六月二十九日(八月二日)、下田を出航し、二里ほど離れた中木浦(南伊豆町中木)沖合で、漂民たちを二艘の小舟に乗せ上陸せしめた。天寿丸漂民の送還は、先の弘化二年(一八四五年)のガヴリロフの二度目の択捉島渡来が、通訳もなく要領を得ずして終わった結果に鑑み、漂民に通訳の役割を果させるべく準備がなされた上のことであった。すなわち、漂民らは一八五一年(嘉永四年)の冬、アラスカのノヴォアルハンゲリスタにあった時、リンデンベルグおよび商船学校生徒スヴィニンとともに、日露会話の勉強をし、一六五〇語を含む露和辞典、日本のいろはをロシア文字で書き表わしたものの、日本の数字にヨーロッパ

パの数字と発音を附したものの、日本の貨幣の価値と模様を説明したもの、および日本に関する統計的報告書二冊などを作成した⁽¹¹⁾。そして、実際に下田港における交渉に際しては、漂民太郎兵衛が通訳としてこれに当たった。天寿丸漂民はこうした準備のもとに送還されてきたのである。しかし、その結果は先に見た如く、伊豆中木浦沖での単なる漂民放還に終わった。漂民送還を名とする露米会社の旗の下における対日通商関係樹立の要求は、またもや失敗に終わったのである。

ロシア側からすれば、天寿丸漂民の送還は、天保七年（一八三六年）の早川村漂民の送還・天保一四年（一八四三年）の越中長者丸漂民の送還・弘化二年（一八四五年）のガヴリロフの択捉島への二度目の渡航による対日通商関係樹立の可能性を探る試みの仕上げであった。しかし、日本側では、天寿丸漂民を送ってのメンシコフ公号の下田渡来については、先那天保一三年（一八四二年）に「異国船打払停止令」を出したが如き、幕府の軟弱な対外姿勢の弱みにつけこんだものであるとも考えられた。

たとえば、かの水戸斉昭は嘉永五年七月晦日、尾張藩主徳川慶恕に書を送り、国防を敵にすることの必要を説いているが、その中でメンシコフ公号の渡来について、次のように述べている。⁽¹²⁾

去ル五月廿四日下田へ漂民を送来候ハ魯西亜之由、

（付箋）本文之義兼々長崎へ送候様の令は乍存、御法度にて、もかまふなく、送り来り、指置候段、乍憚御威光にも拘り候事に御坐候、畢竟打払を被止候御弱みへ、付入候事にて……、

さて、こうした波紋をよんだメンシコフ公号の日本派遣と平行して、ロシアではアメリカのペリー遣日使節派遣計画に対抗する手段も考えられつつあった。一八五二年五月七日（嘉永五年四月一日）、メンシコフ公号がまだアラスカのシトカを出航する以前、ロシア極東政策審議特別委員会は、メンシコフ公号とは別に、ロシア国家自身による対日通商要求団の派遣を決定した⁽¹⁴⁾。もはや、露米会社の旗の下ではなく、また漂民送還を名とせず、国家自身による直接の通商要求という形をとることになったのである。こうして、翌一八五三年八月一〇日（嘉永六年七月一八日）、第三回遣日使節プチャーチンは長崎に渡来し、一八五五年一月二六日（安政元年一二月二一日）、下田において日露修好条約が結ばれた。

この条約において、日露の和親、択捉島とウルップ島の間をもって日露の国境とすること、樺太島は両国の間で界を分たず従来通りとすること、箱館・下田・長崎の開港などが取りきめられた。なお、漂民については、その第四条で次の如く定められたのである。

難破漂民は両国互に扶助を加へ、漂民はゆるしたる港に送るべし、尤滞在中是を待つこと緩慢なりといへども、国の正法を守るべし、

(四四)

註

- (1) ファインベルグ『日露関係』一二四―一二五頁。小川政邦訳、一六〇頁。
- (2) 同書、一一五頁。邦訳一五〇頁。
- (3) レンセン『ロシアの日本進出』、プリンストン、一九五九年、二六五―二六六頁。なお、天寿丸漂民の帰還については、木崎「下田帰還紀伊天寿丸漂民について」(『史正』七、昭五四)二―二二頁を参照。
- (4) 『通航一覽統輯』巻九八、三の六三九頁。
- (5) 同書、同巻、同頁。
- (6) レンセン、前掲書、二六七頁。
- (7) 『通航一覽統輯』巻九八、三の六三九頁。
- (8) ファインベルグ、前掲書、一三六頁。邦訳、一六二頁。
- (9) 『通航一覽統輯』巻二〇七、三の六七頁。
- (10) レンセン、前掲書、一二五頁。
- (11) ファインベルグ、前掲書、一二五頁。邦訳、一六一頁。
- (12) 『水戸藩史料別記』巻二四、六七―七一頁。
- (13) 六月二四日の誤り。
- (14) ファインベルグ、前掲書、一四四頁。邦訳、一八五頁。

二二、ロシア帰還漂流・抑留民一覽

最後に、安政元年(一八五四年)のわが国の開国以前の江戸時代において、ロシアからの帰還漂流・抑留民の一覽表を示し、全体的考察の一助としたい。

(一)、伊勢神昌丸帰還漂流

帰着 寛政四年九月五日(一七九二年一〇月九日) 根室

帰国船 エカテリナ号、船長ヴァシリイ・ヒョードロヴィチ・ロフツォフ、使節アダム・キリロヴィチ・ラクスマン

帰還民 船頭大黒屋光太夫・賄小市・水主磯吉

受領 寛政五年六月二十四日（一七九三年七月二〇日）光太夫と磯吉の二名受領、小市は寛政五年四月二日（四月三〇日）根室で死亡。

大黒屋光太夫 帰還時四二才、伊勢国河曲郡若松村（三重県鈴鹿市南若松）出身、幸太夫（『漂民御覧之記』等）・亀屋兵藏（『ロシア算術入門書』署名）とも言う。文政十一年（一八二八年）四月十五日江戸番町植場で死亡。享年七八才。戒名釈道誓信士（『興安寺過去帳』）、江戸本郷興安寺に葬られる。宗旨真言宗、実家大黒屋の菩提寺は南若松の心海寺、養家先亀屋の菩提寺は中若松の緑芳寺。若松村墓碑では戒名久味。

小市 帰還時五〇才（『若松村役人書上』より算定）。伊勢国河曲郡若松村出身、幸市（『光大夫書簡』）とも言う。寛政五年（一七九三年）四月二日根室で死亡。享年五一才。宗旨真言宗、菩提寺若松村宝祥寺。戒名釈転流道友信士（『同寺過去帳』）。同寺にて天明四年（一七八四年）すでに死亡したものと供養。

磯吉 帰還時二七才（享年より逆算）。伊勢国河曲郡若松村（南若松北浜）出身、豊松（若松村墓碑）・豊吉（『赤人通詞口上書』）とも言う。神昌丸船親父三五郎の倅。天保九年（一八三八年）十一月五日江戸番町植場で死亡、享年七三才（『興安寺過去帳』）、江戸本郷興安寺に葬られる。戒名釈順誓信士（『同過去帳』）、宗旨真言宗、郷里の菩提寺は南若松の心海寺。

註 右は主として『北槎聞略』による。ただし、帰還時年令は同書によれば、小市四六才、磯吉一九才。

(二)、仙台若宮丸帰還漂流民

帰着 文化元年九月六日（一八〇四年九月二七日）長崎港外

帰国船 ナデジダ号、船長イヴァン・フロドロヴィチ・クルーゼンシュルテン、使節ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ

帰還民 水主津太夫・左平・儀兵衛・太十郎

受領 文化二年三月一〇日（一八〇五年三月二八日）長崎

津太夫 六〇才、陸奥国宮城郡寒風沢（宮城県塩釜市寒風沢）出身。姓は土井（『国交史料』）、伴太夫（『古事類苑』外交二二）とも言う。善五郎倅、宗旨禅宗、菩提寺寒風沢松林寺。文化十一年（一八一四年）七月二十九日死亡とも言う。

左平 四二才、陸奥国宮城郡寒風沢出身。太兵衛(『古事類苑』)とも言う。長九郎悴、宗旨禪宗、菩提寺寒風沢松林寺。文政二二年(一八二九年)四月一二日死亡、享年六七才、戒名觀林了念信士(『国交史料』)。

儀兵衛 四三才、陸奥国桃生郡深谷室浜(宮城県桃生郡鳴瀬町室浜)出身。姓は奥田(『国交史料』)、儀平(『口書』)とも言う。源三郎悴、宗旨禪宗、文化三年(一八〇六年)九月三日死亡、享年四五才、戒名長流来見信士(『国交史料』)。

太十郎 三四才、陸奥国桃生郡深谷室浜出身。姓は奥田(『国交史料』)、太十(『第一口書』)・太平(『口書』)とも言う。太十郎悴(『第一口書』)、宗旨禪宗、文化三年(一八〇六年)四月一日死亡、享年三六才、戒名本田寿良信士(『国交史料』)。

註 右は主として『環海異聞』による。文中、『国交史料』は梅森三郎『日露国交史料』、「口書」は「魯西亜漂流奥民口書」文化二年四月、「第一口書」は「漂人口書」文化二年三月二九日。

(三) 南部慶祥丸帰還漂民

帰着 文化三年六月二八日(一八〇六年七月三一日) 択捉島アトイア岬

帰国船 千島レブンチリホイ島で作った小舟

帰還民 船頭継右衛門・賄専右衛門・水主吉九郎・弥内・勘右衛門・炊岩松

受領 文化三年七月二日(一八〇六年八月三日) 択捉島シベトロ番屋

継右衛門 四二才、南部北郡牛滝村(青森県下北郡佐井村牛滝)出身。文内(『古事類苑』外交部二二)とも言う。宗旨禪宗、菩提寺佐井村長福寺。

専右衛門 二八才、南部北郡牛滝村出身。宗旨禪宗、菩提寺佐井村長福寺。

吉九郎 四一才、南部北郡牛滝村出身。吉五郎(『択捉口書』)とも言う。宗旨禪宗、菩提寺佐井村長福寺。

弥内、三〇才、「択捉口書」では四二才。南部北郡福浦村(青森県下北郡佐井村福浦)出身。宗旨禪宗、菩提寺佐井村長福寺。

勘右衛門 三九才、南部北郡福浦村出身。宗旨浄土宗、菩提寺佐井村発心寺。

岩松 二一才、南部北郡牛滝村出身。友右衛門の弟、宗旨禪宗、菩提寺佐井村長福寺。

註 右は主として「口書」文化四年六月三日於箱館による。「択捉口書」は文化三年七月付(『通航一覽』卷三一九)。

四、文化魯寇樺太・択捉島捕虜

解放 文化四年五月三日（一八〇七年五月二七日） 択捉島シヤナで金沢久蔵、文化四年六月五日（一八〇七年六月二八日） 利尻島沖で八名

放還船 ユノナ号、指揮者ニコライリアレクサンドロヴィチロフヴォストフ

帰還民 択捉島捕虜金沢久蔵、樺太島捕虜西蔵・富五郎・福松・源七、択捉島捕虜三助・六蔵・長助・大村治五平

受領 文化四年六月六日（一八〇七年六月二九日） 宗谷番屋

金沢久蔵 津軽藩足軽、解放後行方不明。

西蔵 樺太島番人、三才、箱館内濶町（函館市）出身。吉兵衛忰、または茂兵衛忰（狩野本）。文化二年（一八〇五年）三月より

り樺太久春古丹番屋詰、宗旨浄土宗、菩提寺松前正行寺（狩野本）。

富五郎 樺太島番人、三才、江差村（北海道檜山郡江差町）出身。富太郎（「羽太届書」）とも言う。江差村年寄安兵衛次男。享

和元年（一八〇一年）一月より樺太久春古丹番屋詰。宗旨浄土真宗、菩提寺江差順正寺（狩野本）。

福松 樺太島番人、四五才、津軽青森（青森市）出身。金助忰。天明八年（一七八八年）頃より松前神明町にあり漁事手伝。文化

二年（一八〇五年）三月より樺太久春古丹番屋詰。宗旨浄土真宗、菩提寺松前専念寺（狩野本）。

源七 樺太島番人、三五才、越後国宮川村（新潟県柏崎市宮川）出身。又八忰。寛政元年（一七八九年）頃より松前瓦町在、日雇

稼。文化二年（一八〇五年）一二月より樺太久春古丹番屋詰。宗旨浄土宗、菩提寺松前法源寺（狩野本）。

三助 択捉島木挽、四六才、南部田名部樺山村（青森県むつ市樺山）出身。三九郎忰。三介・三之丞とも言う。文化元年（一八〇

四年）四月より択捉島ナイホ詰。宗旨禅宗、菩提寺田名部円通寺（狩野本）。

六蔵 択捉島人、五五才、南部田名部関根村（青森県むつ市関根）出身。六郎忰。文化二年（一八〇五年）四月より択捉島ナイホ

詰。新道切をしていたとも言う（「私残記」）。宗旨禅宗、菩提寺田名部円通寺（狩野本）。

長助 択捉島番人、帳役（「私残記」）・番人見習とも言う。二八才、出羽国庄内大山村（山形県鶴岡市大山）出身。久三郎五男。

長吉・長内（「五郎次口書」）とも言う。文化元年（一八〇四年）四月より択捉島ナイホ詰。宗旨浄土真宗、菩提寺庄内広恩寺

（狩野本）。

大村治五平 南部藩砲術師、五六才、次五平（「休明光記」）とも言う。八人扶持、広間番下役、三才で隠居。五五才文化三年（一

八〇六年)五月より扱捉島シヤナ詰(『私残記』)。宗旨禅宗。文化一〇年(一八一三年)八月四日、南部下閉伊千徳村(岩手県宮古市華原市)で死亡、享年六二才。戒名孤隣軒徳隠宗入居士。墓は宮古市華原市の華厳院にある。大村家菩提寺盛岡市北山の法泉寺。

注 右は主として「樺太・扱捉島番人口書」文化四年八月一日付(『通航一覽』卷二九三)・「大村治五平箱館口書」文化四年八月三日付(『通航一覽』卷二九三)による。文中「羽太届書」とあるのは、文化四年四月二一月付届書(『通航一覽』卷二八四)。

(四) 撰津歎喜丸帰還漂民・扱捉島番人五郎次

帰着 文化九年八月三日(一八一二年八月二七日) 国後島ケラムイ岬沖

送還船 ギャナ号、船長ビョートルリヴアノヴィチリコルド

帰還民 水主与茂吉・忠五郎・清五郎・安五郎・嘉蔵・吉五郎、扱捉島番人五郎次

受領 文化九年八月四日(一八一二年八月二八日)与茂吉、八月一日(九月四日)忠五郎、八月二日(九月五日)清五郎・

安五郎・嘉蔵・吉五郎、八月一三日(九月六日)五郎次、国後島泊会所

与茂吉 三三才、出雲国館野井郡(楯縫郡、島根県平田市)出身。宗旨禅宗、菩提寺浄光寺(平田市鰯洲常光寺)。

忠五郎 二九才、播磨国加古郡本庄(兵庫県三田市)出身。宗旨真言宗、菩提寺本庄蓮華寺。

清五郎 三三才、播磨国加古郡本庄出身。宗旨真言宗、菩提寺本庄蓮華寺。

安五郎 二六才、播磨国加古郡本庄出身。保五郎とも言う(『与茂吉口書』)。宗旨真言宗、菩提寺本庄蓮華寺。

嘉蔵 二三才、播磨国加古郡本庄出身。宗旨真言宗、菩提寺本庄蓮華寺。

吉五郎 二五才、讃岐国日下部郡坂手村(香川県小豆郡内海町)出身。坂手村は備中国倉敷(岡山県倉敷市)代官所支配。宗旨真

言宗、菩提寺小豆島観音寺。

五郎次 扱捉島番人小頭兼帳役、四五才、陸奥国北郡田名部川内村(青森県下北郡川内町)出身。五郎治(『私残記』)・良左衛門

(『リコルド日記』)・中川儀貞郎とも言う。屋号小針屋。若くして松前に渡る。享和元年(一八〇一年)栖原屋庄兵衛の世話で

扱捉島稼方となり、シヤナ会所詰、宗旨禅宗、嘉永元年(一八四八年)九月二六日、福山(北海道松前町)で死亡。享年八一

才。戒名護国院大安心徹居士、菩提寺松前法源寺。

註 右は主として、各人「口書」（『通航一覽』卷三二〇）による。なお『魯齊亜国漂流聞書』には、忠五郎・清五郎・安五郎・嘉蔵の出身地は、播磨国浜田（兵庫県揖保郡御津町浜田）とある。

(六)、高田屋親世丸帰還捕虜

帰着 文化一〇年五月二六日（一八一三年六月二二日）国後島センベコタン沖

送還船 チャナ号、船長ピョートルリイヴァノヴィチリコルド

帰還民 船主高田屋嘉兵衛・水主金蔵・平蔵

受領 文化一〇年五月二七日（一八一三年六月一三日）金蔵・平蔵、五月二八日（六月一四日）高田屋嘉兵衛、国後島泊会所

高田屋嘉兵衛 四五才、淡路国津奈郡都志本村（兵庫県津名郡五色町都志）出身、喜四郎長男。宗旨浄土真宗。文政一〇年（一八二七年）四月一三日、郷里で死亡、享年五九才。箱館称名寺に分骨。

金蔵 四二才、備前国（岡山県）出身。吉三郎とも言う。

平蔵 二六才。「大田書状」では二九才。讃岐国小豆島（香川県小豆郡）出身。

註 右は主として、原喜寛『高田屋嘉兵衛』・「高田屋嘉兵衛口書」文化一〇年六月付（『通航一覽』卷三一〇）による。文中「大田書状」は、「大田彦助より高橋三平宛書状」文化九年八月一七日付（『通航一覽』卷三〇八）。

(七)、摂津歎喜丸漂流民久蔵

帰着 文化一〇年九月一六日（一八一三年九月二七日）箱館

送還船 チャナ号、船長ピョートルリイヴァノヴィチリコルド

帰還民 水主久蔵

受領 文化一〇年九月二六日（一八一三年一〇月七日）箱館奉行所

久蔵 二七才、安芸国加茂郡川尻（広島県豊田郡川尻町久俊）出身。屋号鉄屋、帰国後吉五郎と称す（「光明寺過去帳」）。「宇兵衛悴。宗旨浄土真宗。嘉永六年（一八五三年）六月二八日、郷里で死亡、享年六七才。戒名浄宣（「光明寺過去帳」）、菩提寺川尻光明寺。同寺墓碑には藤田氏とある。鉄屋の菩提寺には川尻真福寺（浄土宗）。なお「久蔵口書」では出身地を誤って備後国川尻（広島県御調郡向島町）向島西村川尻とある。

註 右は主として「久蔵口書」文化一〇年一〇月付（『通航一覽』卷三一〇）・『魯齊亜国漂流聞書』による。

(八)、薩摩永寿丸・尾張督乗丸帰還漂民

帰着 文化一三年七月七日（一八一六年七月一九日）択捉島アトイア岬

送還船 聖パーヴェル号、船長ラフセンロミハイロヴィチリスレドニー

帰還民 永寿丸船頭喜三左衛門・水主角次・佐助、督乗丸船頭重吉・水主音吉

受領 文化一三年七月九日（一八一六年七月二二日）択捉島シベトロ番屋

喜三左衛門 三三才、薩摩国高城郡水引郷船間島（鹿児島県川内市船間島）出身。帰国後宅間姓を与えられる（『薩摩海軍史』上

巻）。宗旨禪宗（『実記』）。

角次 二三才、薩摩国高城郡水引郷船間島出身。喜三左衛門の弟。宗旨禪宗（『実記』）。

佐助 二八才、薩摩国高城郡水引郷船間島出身。宗旨浄土宗（『実記』）。

重吉 三三才、尾張国知多郡半田村荒古（愛知県半田市半田）出身。長右衛門・金兵衛（『口書』）とも言う。尾張国幡豆郡一色村

佐久島（愛知県幡豆郡一色町佐久島）の善三郎次男、半田村荒古の庄兵衛養子（『口書』）。帰国後小栗姓を与えられる。宗旨浄

土真宗、嘉永六年（一八五三年）一月二日、尾張熱田伝馬町の女郎屋鬼半方で死亡、享年六九才、戒名釈良心信士（『雲観寺過

去帳』）。菩提寺半田市中村の雲観寺。

音吉 三〇才、伊豆国賀茂郡子浦中野町（静岡県賀茂郡南伊豆町子浦）出身。子浦は旗本の河原林三郎左衛門の所領。甚太郎次

男、伝蔵弟。宗旨浄土宗。

註 薩摩漂民については、主として『魯西亜漂流紀』による。『実記』は『喜三左衛門実記』。尾張漂民については、主として『船長日記』による。『口書』は『重吉口書』文化一三年七月二〇日付（『通航一覽』巻三二一）。

(九)、越後早川村帰還漂民

帰着 天保七年七月二五日（一八三六年八月二四日）択捉島フレベツ沖

送還船 ウナラスカ号、船長ドミトリイヴァノヴィチロオルロフ

帰還民 水主次郎右衛門・伝吉・長太

受領 天保七年七月二五日（一八三六年八月二四日）択捉島フレベツ会所

次郎右衛門 越後国岩船郡早川村（新潟県村上市早川）出身。

伝吉 越後国岩船郡早川村出身。伝助とも言う。

長太 越後国岩船郡早川村出身。

註 右は、『蕃談』・『時規物語』・『接蕃年表』による。

(6) 越中長者丸帰還漂民

帰着 天保一四年五月二三日（一八四三年六月八日）択捉島フレベツ沖

送還船 ブロムイスル号、船長アレクサンドルニコラエヴィチリガヴリロフ

帰還民 船親司八左衛門・晴太三郎・水主六兵衛・七左衛門・次郎吉・炊金蔵

受領 天保一四年五月二三日（一八四三年六月八日）択捉島フレベツ会所

八左衛門 五二才、越中国射水郡長徳寺村（富山県高岡市長徳寺）出身。屋号京屋。宗旨浄土宗。嘉永元年（一八四八年）三月五

日、江戸小石川春日町の大黒屋長右衛門方にお預け中死亡、享年五七才、浅草誓願寺地中宗周院で火葬。

太三郎 四二才、越中国新川郡東岩瀬村字田（富山県富山市東岩瀬）出身。屋号鍛冶屋、幼名長次郎。多三郎（岩瀬口書）とも

言う。嘉永二年（一八四九年）五月九日、郷里で死亡。享年四八才、宗旨浄土真宗。

六兵衛 三六才、越中国射水郡放生津古新町（富山県新湊市放生津）出身。屋号土合屋、幼名六三郎。宗旨浄土真宗、菩提寺新湊

市朴木の覚円寺。天保一〇年（一八三九年）二月二日、すでに死亡したものととして郷里で供養、戒名釈秀道信士。

七左衛門 二八才、越中国射水郡放生津新町（富山県新湊市放生津）出身。屋号片口屋。長者丸の楫取で、天保九年（一八三八

年）九月、松前において下船した片口屋八左衛門（八兵衛）の弟。宗旨浄土宗、天保一四年（一八四三年）一〇月一三日、江戸

小石川春日町の大黒屋長右衛門方にお預け中死亡、享年二八才、浅草誓願寺地中宗周院境内へ土葬。

次郎吉 三一才、越中国新川郡東岩瀬（富山県富山市東岩瀬）出身。屋号米田屋。幼名栄次郎、米田屋七郎右衛門の弟。

金蔵 二三才、越中国射水郡放生津新町（富山県新湊市放生津）出身。屋号中野屋、中野屋勘右衛門の弟。宗旨浄土真宗、菩提寺

は越中国射水郡高岡町（富山県高岡市梶原淵町）の称念寺。天保九年（一八三八年）十一月二三日、長者丸が唐丹港（宮城県釜

石市唐仁町）を出帆した日を忌日として、郷里で供養、戒名釈専順信士。

註 右は主として、『時規物語』（含付録）・『蕃談』による。

(五二)

(一) 紀伊天寿丸下田帰還漂流

帰着 嘉永五年六月二十四日（一八五二年七月二十八日）伊豆下田

送還船 メンシコフ公号、船長イヴァンロヴァシリエヴィチロリンデンベルグ

帰還民 楫取長助・表仕甚蔵・水主太郎兵衛・与吉・新吉・清兵衛・浅吉

受領 嘉永五年六月二十九日（一八五二年八月二日）伊豆中木浦

帰還時年令等 長助四七才、甚蔵（辰蔵とも言う『蛮話』）三四才、太郎兵衛二九才、与吉（文吉とも言う『蛮話』）三三才、新吉

二三才、清兵衛二六才、浅吉三一才。出身地はいずれも紀伊国天田組蘭浦・田井村、入山組吉原浦（和歌山県御坊市、日高郡美

浜町）あたりであろう。

註 右は主として、『漂流船聴書』・『葦山御代官御屈』（『通航一覽統輯』巻九八）による。『蛮話』は『漂流蛮話』の略（『通航一覽統輯』巻九八）。なお、漂流の出身地については、同じ天寿丸漂流で嘉永四年一月二十八日長崎に帰着したものの出身地を参考にした。

おわりに

以上、安政開国以前の江戸時代におけるロシアからの帰還漂流・抑留民について、その帰還事情を中心に考察してきた。その場合、寛政四年（一七九二年）第一回遣日使節アダムリラクスマンに伴われて帰還した伊勢神昌丸漂流民から、嘉永六年（一八五三年）第三回遣日使節エウフィミーリプチャーチンが渡来し、日露和親条約が結ばれる直前に帰還した紀伊天寿丸漂流民に至るまでの漂流・抑留民の帰還事情の推移を通して、日露関係がどのような軌跡を画いて、わが国が開国するに至ったかについて見るところがあった。さて、これらロシアからの帰還漂流・抑留民は、総じて言えば、ロシアの対日通商関係樹立の目的を達成するための手段として送還されて来たものである。しかし、これら帰還漂流・抑留民はそれぞれ異った事情のもとに送還されてきたものであり、今、これを大別すれば、次の三つの群に分類することができよう。

第一群 (一) 伊勢神昌丸漂流民・(二) 仙台若宮丸漂流民

第二群 (三) 南部慶祥丸漂流民・(四) 薩摩永寿丸・尾張督乗丸漂流民

第三群 (ウ)越後早川村漂流 (ニ)紀伊天寿丸漂流

第一群の漂流は、ともにロシア遣日使節に伴われて、ロシアの対日通商関係樹立の目的達成のために送還されてきた。しかし、(一)伊勢神昌丸漂流民の場合は、ロシアの対日交渉の瀬踏みであり、正面に漂流送還問題を掲げ、通交・通商問題はこれを背後に持つという形をとった。これに対し、(二)仙台若宮丸漂流民の場合は、通交・通商問題を前面に掲げ、漂流送還問題は二義的なものとする形をとった。こうしたロシア側の姿勢に対応する形で、日本側も伊勢漂流民の場合は、漂流送還問題を正面に据えて応接し、松前の地で漂流民は受取るが、その他のことは長崎での交渉に委ねるとの返答を与えた。しかし、仙台漂流民の場合は、通交・通商のことは不可なることを正面にうち出し、漂流送還は今後オランダ船によるべしとして、漂流送還を名とするロシア船の渡来を禁ずるという返答を与えた。この二例の漂流送還をもって日露直接交渉の第一幕は完結を見たのである。

第二群の漂流・抑留民は、ロシアの対日通交・通商要求の拒否という日露直接交渉第一幕の幕切れののち、険悪化した両国関係の中で帰還した人々である。ロシア人による送還の見込みがなく、アイヌの助けを得て独力で帰還した(三)南部慶祥丸漂流、いわゆる文化魯寇事件という日露紛争事件の中で捕えられた(四)樺太・択捉島番人らの場合は、こうした両国関係険悪化の事態をよく表明している。なお、後者の場合は抑留民らはロシアの武力による対日通商関係樹立という意図を日本側に伝える役目を負わされていた。(五)撰津欽喜丸漂流・択捉島捕虜五郎次、(六)高田屋観世丸捕虜、(七)欽喜丸漂流民久蔵の場合は、先の文化魯寇事件に対し文化八年(一八一一年)に日本側に捕えられたゴロウニンら救出のための送還であったが、(八)高田屋観世丸捕虜の送還を転機として、その背後に日露通交・通商関係樹立の目的をもつに至っていることが注目される。そして、(九)欽喜丸漂流民久蔵の引渡し、ゴロウニンらの救出が成った時点において、ロシア側はこの要求を明らかにした。しかし、日本側はこの問題が表面化する以前に、ゴロウニンらの解放にあたり、先に文化二年(一八〇五年)第二回遣日使節ニコライ・レザノフに示した原則、(1)通交・通商の不可、(2)異国船打払、(3)漂流送還の禁止の三原則を示した。日露直接交渉第二幕は、一応その第一幕と同じ結末で幕を降す形をとったのである。

しかし、日露直接交渉第二幕は第一幕の結末と同じ形では終らなかった。第二幕におけるような日露紛争の再発を防止するために、ロシア側の提示した国交樹立問題を受け、通交・通商のことはこれを認めないが、国境画定のことに取り上げられ、ウルフ島を空島として漂流日本人をウルフ島に放還せしめるという方針が打出された。こうして文化十一年(一八一四年)三月、「ロシア船打払猶予令」が出され、日露交渉の準備が整えられた。(十)薩摩永寿丸・尾張督乗丸漂流民の送還は、こうした日露交渉の場を提供す

るはずのものであった。しかし、実際には事の行き違いにより、そのことは実現せず、日露直接交渉第二幕は新しい方向の提示のみで幕を降した。

江戸時代におけるロシア帰還漂流民の第三群は、日露直接交渉第二幕後のかなり長い幕間のうちに送還されてきた人々である。かれらは、イギリスの東アジア政策の積極化、アメリカの広東貿易進出の企てと呼応して、ロシアが再び対日接渉を強化し始めた中に送還されてきた。それは対日通交・通商関係樹立のための手段としての送還であった。しかし、これら第三群の漂流民は、第一群の漂流民のように国家の手によってではなく、営利企業体の装いをつけながら事実上は行政機関化していた露米会社の旗の下に送還されてきたところに特長がある。その場合、(a)越後早川村漂流民と(b)越中長者丸漂流民は、日本政府との公式接触を意図せず、対日通交・通商関係樹立の可能性を探る意味のものであったが、後者の送還は天保一三年(一八四二年)七月の「異国船打払停止令」が出された翌年のことでもあり、ロシア側は対日交渉の可能性があるとの印象を得た。こうして、ロシアは(c)紀伊天寺丸漂流民を、もはや北海道や択捉島といった辺境の地ではなく、江戸に近い伊豆の下田に送還し、対日通交・通商関係の樹立を図ろうとしたのである。

ロシア側は、この(c)紀伊天寺丸漂流民の下田送還にあたっては、漂流民送還問題を正面に掲げ、日本側にその受領を拒否されて、漂流民を放還するに終り、対日通交・通商関係樹立の手掛りすら掴むことができなかった。しかも、日本国内ではこうした異国船の江戸近海への渡来は、先の「異国船打払停止令」を出した幕府の軟弱外交につけ込んだ外国人の行動であるとする考え方も出て、攘夷論が強く唱えられる情勢であった。こうした中、ロシアではアメリカのペリー遣日使節派遣計画に対抗して、国家自身による対日通交・通商要求使節の派遣を決定した。すなわち、露米会社の旗の下での天寺丸漂流民送還と平行して、第三回遣日使節エウフィミーロフプチャーチンの派遣を決定したのである。こうして、天寺丸漂流民の帰還の翌年嘉永六年(一八五三年)にはアメリカのペリー提督、ロシアのプチャーチン提督が相次いで渡来し、わが国はついに開国することとなる。日露直接交渉の第三幕は、日本開国劇予鈴の中にその幕を降した。長崎に渡来したパルラダ号以下のロシア艦隊の中には、天寺丸漂流民を放還してのち、一端シトカに帰り、再び日本に向ったメンシコフ公号の姿もあった。

(昭和六二年一月三〇日稿)